消防部会消防総務分科会の事務事業調整方針について

消防部会消防総務分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成15年10月23日提出

津地区合併協議会 会長 近 藤 康 雄

報告第42号

協議会報告項目

消 防 部 会 消防総務分科会 14-1

津 地 区 合 併 協 議 会

通番	項目名		子会 提 多		幹事会確認日	備考
, E	7 1 7	1回	2回	3回	TI T A A T T T	vm ··· y
14 - 1 - 1	組織に関すること	5/22	9/18		10/2	協議会協議項目
14 - 1 - 2	消防章に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 3	消防手帳に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 4	人事に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 5	階級に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 6	勤務に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 7	服務に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 8	服制に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 9	職員厚生に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 10	表彰に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 11	財務、予算等に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 12	給与等に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 13	負担金に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 14	消防職員退職者積立基金に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 15	文書関係に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 16	専決に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 17	公印に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 18	各種会議、委員会に関すること	5/1			5/8	

通番	項目名		事 会 提 夠		幹事会確認日	備考
		1回	2回	3回		VIII
14 - 1 -	9 消防職員委員会に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 -	0 監察・巡視に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 -	1 その他管理事務に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 -	2 企画事務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 -	3 消防職員研修事業に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 -	4 消防音楽隊事業等に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 -	25 消防広報事業に関すること		5/22		5/22	
14 - 1 -	6 広報宣伝業務に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 -	7 車両、装備に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 -	8 事故防止に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 -	9 災害時の支援活動に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 -	0 市町村間における消防事務の事務委託に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 -	1 火災の原因損害調査等に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 -	2 火災即報等の作成に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 -	3 火災統計書の作成に関すること	5/1			5/8	
	4 圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱の届出に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 -	を	5/1			5/8	
14 - 1 -	6 防火管理者資格取得講習会の開催に関すること	5/1			5/8	

通番	項目名		事会提第		幹事会確認日	————— 備	考
14 - 1 - 37	防火管理者資格取得講習会の修了書の発行に関すること	1回 5/1	2回	3回	5/8		
	予防関係規程に関すること	5/1			5/8		
	防火管理者の選(解)任等に関すること	,			·		
14 - 1 - 39		5/1			5/8		
14 - 1 - 40	火災予防条例に関する各種届出の受理及び検査に関する処理に関す ること	5/1			5/8		
14 - 1 - 41	市町村火災予防条例に基づく届出に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 42	市町村婦人防火推進委員会の育成指導に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 43	市町村幼年消防連合会の育成指導に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 44	その他予防事務に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 45	危険物製造所等の設置及び変更許可に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 46	危険物製造所等の完成検査前検査に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 47	危険物製造所等の完成検査に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 48	危険物製造所等の仮使用承認に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 49	指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は仮取扱の承認に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 50	危険物製造所等の予防規程の認可に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 51	危険物製造所等に対する立入検査に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 52	危険物製造所等に対する法令違反等の処理に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 53	危険物災害等事故防止に関する広報活動の実施に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 54	危険物の規制に関する規制及び市町村危険物の規制に基づく届出に 関すること	5/1			5/8		

通番	項目名		子会 提 多		幹事会確認日	
		1回	2回	3回		VIII J
14 - 1 - 55	その他危険物事務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 56	建築物等の同意事務及び同意についての消防用設備等の設置指導等 に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 57	消防用設備等の着工届、設置届及び検査に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 58	防火対象物に対する意見書交付についての調査等に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 59	防火対象物に対する立入検査に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 60	消防用設備等の点検結果報告に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 61	防火対象物に対する火災予防措置命令等に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 62	防炎表示者認定申請事務及び検査に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 63	防火対象物の表示・公表制度に関する表示マークの交付・不交付についての事務等に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 64	救急活動業務に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 65	救急救命士に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 66	救急隊員の研修に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 67	救急搬送証明事務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 68	救急・救助関係統計に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 69	救急医療週間に関すること(救急フェアに関すること)	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 70	救急医療情報案内及び統計業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 71	救急講習会等の実施に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 72	三師会に関すること	5/1	5/22		5/22	

通番	項目名		事会 提 多		幹事会確認日	備	考
14 1 70		1回	2回	3回			•
14 - 1 - 73	津・久居地区救急医療対策協議会に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 74	救急関連事務に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 75	救助業務等に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 76	救助活動業務に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 77	伊勢湾北部中部地区海難救助連絡協議会に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 78	開発行為に係る指導事務に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 79	警防計画の策定及び災害現場の巡視、警戒に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 80	市町村民消防隊関連事務に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 81	三重県交通安全協会負担金に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 82	三重県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 83	三重県緊急消防援助隊に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 84	三重県医療福祉情報ネットワーク協議会に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 85	美里ホームランド及び久居市東部地区における災害発生時の応援出動 に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 86	航空自衛隊笠取山分屯基地の災害活動等の分担に関する協定につい て	5/1			5/8		
14 - 1 - 87	市町村広域ガス安全対策連絡協議会に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 88	火災等の出動指令業務に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 89	テレホンサービス運用業務に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 90	火災等の災害時における通信統制業務に関すること	5/1	5/22	_	5/22		

通番	項目名	幹 事 1回	车 会 提 第 2回	秦 日 3回	幹事会確認日	備	考
14 - 1 - 91	火災警報の発令及び解除の関係機関への調整業務に関すること	5/1	5/22	υΠ	5/22		
14 - 1 - 92	移動体による119番転送業務に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 93	119番着信等統計業務に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 94	各種通信機器の増設、更新等企画業務に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 95	指令装置データ変更、更新等管理業務に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 96	その他通信関連施設等の修理及び維持管理業務に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 97	無線施設の修理及び維持管理業務に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 98	有線施設の修理・維持管理業務に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 99	機械器具の点検手入れ等に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 100	訓練及び演習に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 101	事業所、自治会等の各種団体を対象とした消防訓練、防火指導業務に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 102	事業所、自治会等の各種団体を対象とした救急訓練指導業務に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 103	消防救助訓練に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 104	枯れ草及び空き家調査に関すること	5/1	5/22		5/22		
14 - 1 - 105	地域担当制による消防活動(SSA)に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 106	その他災害活動業務に関すること	5/1			5/8		
14 - 1 - 107	消防庁舎用地の選定に関すること	9/18			10/2		
14 - 1 - 108	指令装置の統合、更新業務に関すること	5/1			5/8		

通	番	項目名		全提 第		幹事会確認日	備考
1.4 1	100	OA 女壮界の伝入 再英位の光改)ヶ間→1×1。	1回	2回	3回	Γ/0	
14 - 1	- 109	OA系装置の統合、更新等の業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1	- 110	有線施設の統合、更新等の業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1	- 111	無線施設の統合、更新等の業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1	- 112	無線施設のデジタル化移行業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1	- 113	その他通信関連施設の更新等の業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1	- 114	各消防施設の統廃合に関すること	9/18			10/2	
14 - 1	- 115	消防署の建替えに関すること	9/18			10/2	
14 - 1	- 116	議会に関すること	5/1			5/8	
14 - 1	- 117	組合議会に関すること	5/1			5/8	
14 - 1	- 118	監査委員に関すること	5/1			5/8	
14 - 1	- 119	公平委員会に関すること	5/1			5/8	
14 - 1	- 120	公告式条例に関すること	5/1			5/8	
14 - 1	- 121	消防団の組織に関すること	9/18			10/2	協議会協議項目
14 - 1	- 122	消防団の叙位、叙勲に関すること	6/5			6/19	
14 - 1	- 123	消防団の表彰に関すること	6/5			6/19	
14 - 1	- 124	消防団の福利厚生に関すること	6/5			6/19	
14 - 1	- 125	消防団の報酬、報償に関すること	9/18			10/2	協議会協議項目
14 - 1	- 126	消防団の啓発等に関すること	6/5			6/19	

通	番	項 目 名		事会 提 第		幹事会確認日	
1.4 1	107	消防団の教育訓練に関すること	1回	2回	3回	10 /0	
			9/18			10/2	
14 - 1 -	- 128	大規模訓練等に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 -	- 129	水防訓練に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 -	- 130	30 三重県消防協会中勢支会夏期訓練に関すること				6/19	
14 - 1 -	- 131	消防車輌購入事業に関すること	6/5			6/19	
14 - 1 -	- 132	保険に関すること	6/5			6/19	
14 - 1 -	- 133	旅費に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 -	- 134	水防関連事務に関すること	6/5			6/19	
14 - 1 -	- 135	三重県消防協会中勢支会負担金に関すること	6/5			6/19	
14 - 1 -	- 136	三重県消防学校入校研修に関すること	6/5			6/19	
14 - 1 -	- 137	消防団関連事務に関すること	6/5			6/19	
14 - 1 -	- 138	一般住宅の防火診断業務に関すること	6/5			6/19	
14 - 1 -	- 139	火災予防運動の実施に関すること	6/5			6/19	
14 - 1 -	- 140	消火活動業務に関すること	6/5			6/19	
14 - 1 -	- 141	たき火及び煙火打ち上げに係る災害現場の巡視、警戒に関すること	6/5			6/19	
14 - 1 -	- 142	火災・災害時の対応に関すること	6/5			6/19	
14 - 1 -	- 143	消火栓に関すること	6/5			6/19	
14 - 1 -	- 144	消火栓使用負担金等に関すること	6/5			6/19	

通番	項目名	幹 1回	字 会 提 第 2回	秦 日 3回	幹事会確認日	備	考
14 - 1 - 145	消火栓設置工事負担金に関すること	6/5	乙巴	5번	6/19		
14 - 1 - 146	水利関連事務に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 147	水利等の調査及び保全に関すること	6/5			6/19		
	防火水槽に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 149	高速自動車国道近畿自動車道関・伊勢線消防相互応援協定に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 150	三重県内高速道路消防連絡協議会に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 151	三重県内消防相互応援協定に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 152	三重県防災ヘリコプター応援協定に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 153	三重県防災ヘリコプター応援要請に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 154	久居地区広域消防組合に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 155	久居地区広域消防組合分担金に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 156	県町村放送施設協会負担金に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 157	消防団車庫敷地借り上げ負担金に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 158	消防施設整備事業補助金等に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 159	市町村補助金交付事業に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 160	消防団幹部謝金に関すること	6/5			6/19		
14 - 1 - 161	消防相互応援協定に関すること	6/5			6/19		

協議項目	専 門 部 会	消防部会	1. 調整の内容(2.新たに制度を制定する。合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調 笠 07 P3 谷 2.利にに制度を制定する。(合併と同時) 3.新たに制度を制定する。(合併と同時)

区分	構	成	市	囲丁	村	<i>O</i>	現	況	調整の具体的内容
		津	र्त			久居地区	広域消防組合	ì	神罡の共体の行行
1 組織に関すること 協議会協議項目	消防本部に関する 津市消防本部の組織に関す 名称 津市消防本 組織 消防総務課 事務分掌について 消防長以下の職位 別紙参照	で消防署の設置で規則」に基づく部 位置 津市、予防課、消防療で定める。 でいる たてる階級	表町14-20 カラ課・通信指		る条例」 攻居地基づる 名称 次居地 位置 次居市	或消防組合消防 地区広域消防組 地区広域消防組 可用神町2276番 、警防課、通信	合消防本部組約 合消防本部 地 話令室、予防	署の設置等に関す 織に関する規則」に 課の事務分掌につ 級を定める等。	
	安 名称 津市北消防 組織 本署 - 北署	でび消防署の設置 訓令」に位置を 書いている。 書のでは、 書のでは、 書のでは、 書のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	市寿町14-20 洲分遣所、 16年度完成・ 市栗真中山町 定める。等 を定めている	予定) ^{[816-2}	るの人のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	或消防組合門が組合門所組合門所組合門所組合門所組合門所組合門所規則所 地区広域型227所 地区広域型227所 地区大区中域 が成立 が成立 が成立 が成立 が成立 が成立 が成立 が成立	合合地合クの が展消 が展消 が展消 が展消 が展消 がある。 は合の は合っ は合っ はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの	D2	
2 消防章に関すること	消防章 津市消防章の告示 津市消防章の取扱 消防章は制服、階級:	とに関する訓令」				或消防組合章 」 服、アポロキャ [・]		に使用している。	
3 消防手帳に関すること	消防手帳 津市消防本部消防: 貸与している。 手帳の取扱いについ 要綱で、手帳の制式	ハて、消防手帳」	取扱要綱」を深	定めている。	めに、消防手帳	を貸与している について、	。 居地区広域消防	の身分を証明するた 方組合消防手帳規 定めている。	

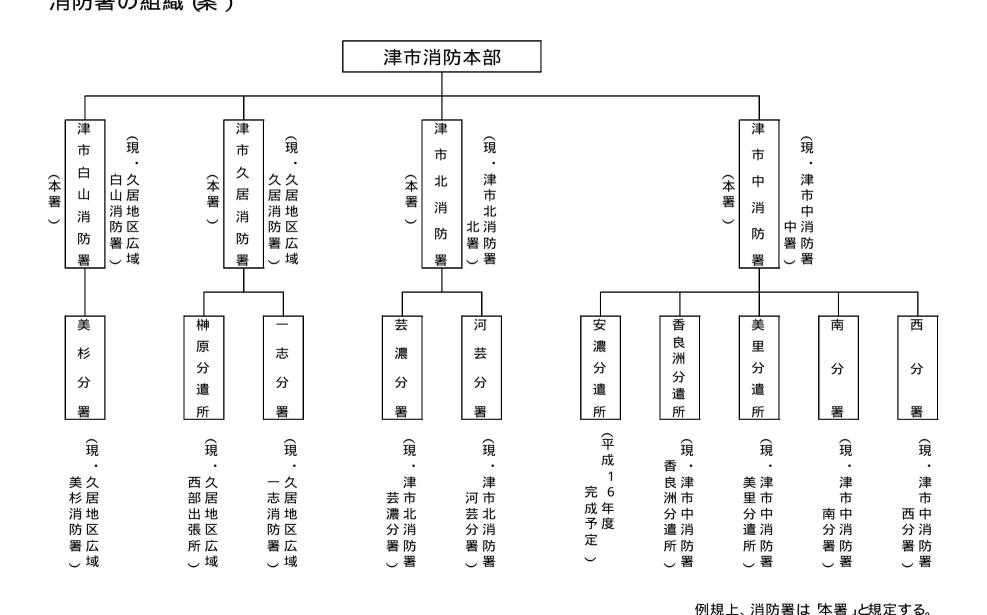
津市及び久居広域消防本部庁舎比較表

	津市消防本部庁舎	久居地区広域消防組合消防本部庁舎	津との比較
敷地面積	2 , 471 . 35㎡	7,301.930㎡	2.95倍
建築面積	717.0131㎡	1,976.334㎡	2.76倍
延べ面積	2 , 109 . 6123m²	3 , 807 . 563m²	1.8倍
構造	鉄筋コンクリー H造	鉄筋コンクリー ト造	
1階床面積	689.4872m²	1,516.784㎡	2.2倍
2階床面積	659.1281m²	1 , 117 . 720㎡	1.7倍
3階床面積	659.1281m²	1 , 132 . 987㎡	1.7倍
PH	101.8689m²	40.072m²	0.39倍
通信指令室の面積(機械室等含まず)	72.00㎡ (3階に設置)	96.668㎡ (3階に設置)	1 . 3倍
通信指令室予備室	なし	102.776㎡ <i>(</i> 作戦会議室)	
建築年月日	昭和 47年 2月	平成 10年 11月	25年 9ヶ月
経過年数 (平成 14年 12月末現在)	30年 2ヶ月	4年 4ヶ月	"
耐震構造	平成 8年度補強工事	建築当初から	耐震構造

消防本部庁舎の位置に関する比較表

	現 津市消防本部	現 久居地区広域消防組合本部
メリット		
	·周辺人口が多く 消防需要に対する迅速な対応 と効率的な住民サービスの向上が図れる。	新市消防本部としての地理的な位置、庁舎の構造規模がほぼ満たされている。
	新市における市役所の位置が現津市役所となった場合、行政としての利便性があり、新市における災害対策本部との情報連絡等が有機的に機能する。	通信指令室を統合するための面積的余裕があり、将来のデジタル化問題にも対応可能である。
		·防災拠点としての隣地の用地確保が見込める。
	- 防災行政担当機関が近くに存在しているため事務効率が良い。 - -	高速道路インターチェンジが近いため、災害時における応援出動等が容 易である。
デメリット		
	耐震補強は講じられているものの、長年の使用により庁舎の老朽化が進み、災害拠点として将来的に不安がある。	周辺人口が少なく消防需要に対する迅速な対応と効率的な住民サービスが低下する。
	敷地面積が狭いため、来庁者駐車場にも支障をきたしている。	新市における市役所の位置が現津市役所となった場合、行政として情報連絡等に不便である。また、防災行政担当機関が近くにないため、事務効率が悪い。

消防署の組織(案)



協議項目	専門部会	消防部会	4.新たに制度を制定する。(合併と同時) 調整の内容 5.津市の例により調整する。(合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	6.津市の例により調整する。(合併と同時)

区分	構	成	市	囲丁	村	0	現	況	調整の具体的内容
		津市				久居地区原	広域消防組合	<u> </u>	
4 人事に関すること	職員定数に関する。 津市職員定数名20人(職員定数 220人(職員実員 214人(職員家員 214人(職員の任防職員、 津市消ついる。 採用・昇任試験・昇行いる。 懲戒用が開業の 懲戒不消所職員の 懲務成績所職員の 津市消防職員の 登務成績所職員の 全額の 第市消防職員の 登別の 第一下部で ののの。 のののの。 のののののの。 ののののののののののののののの	」に基づる H15.4.1) H15.4.1) Act Ac	免に関する訓令 退職、人事記録 訓令」に基づる を定めている。	禄等を定め	職職の保護の地域の大学を変のの地域の大学を変の、大学を変の、大学を変の、大学を変の、大学を変の、大学を変の、大学を変の、大学を変の、大学を変の、大学を変の、大学を表して、大学を生ものでする。まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	或消防(H15 - L4 - L5 - L5 - L5 - L5 - L5 - L5 - L	1) 1) の任用に関す の基準、退職、 懲戒規則」に 定めている。 の規程による び第28条第3 降任、第1でも る規則」を準用 の再任用に関す	る規則」に基づく 消防副士長の任命 基づく 職員に関し定めてい 3項の規程に基づき」 いて定めている。	
5 階級に関すること	消防吏員の階級に 津市消防吏員階級 階級:消防正監、済 補、消防士長、消防副	対則」に基づく。 当防監、消防司令	♪長、消防司令、	消防司令	次居地区広域 、 、職名 消防吏員 階級:消防正員 補、消防士長、済	員、事務吏員、抗 E監、消防監、消	の階級等に関 技術吏員 防司令長、消	引する規則」に基づ 防司令、消防司令 上長	津市の例により、規則の調整を図り、新規に制定する。 消防副士長は、階級として規則で定める。
6 勤務に関すること	職員の勤務時間、(津市職員の勤務時間、 津市職員の隔日勤。 津市消防職員の隔 動務時間:休を越 ・ 休憩時間:12時 ・ 休憩時間:12時 ・ 休息時間:1015 ・ 毎眠時間:5時間 ・ 週間は ・ 週間は ・ 一切の調整。 ・ 一切の調整。	i間、休暇等に関 務に関すること 日勤務に関する 時間、睡眠時間を ない範囲内。 - 12時45分、1751 1530分~5時155 分とし、1勤務にご 30分 ごとの期間にいる。 はますにといる。 はますにといる。	する条例」による。 訓令」による。 除き16時間。43 ち~18時、23時 分 つき2回 88日	週間につき1 ~ 23時45分	次居地区広り 例」による。 消防職員の原 外居地区区域 勤務時間に 週間は240時間 休憩時間 休息時間 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	福日勤務に関す 或消防組合交替 休息時間、睡眠 を越えない範囲 12時30分~328 21時15分~228 5 00~5 45(乙 1回15分とし 1	の勤務時間、 ること 勤務体制等の 時間を除き16 内15分、17時15 寺00分(甲)) が務につき2回	休暇等に関する条)取扱基準」による。 時間。4週間につき1 5分~18時00分、	毎日勤務者の勤務時間等については、人事部会の調整の結果による。 隔日勤務者の勤務時間等については、津市の例による。
		-	-		-	4 / 34			

協議項目	専門部会	消防部会	7.津市の例により調整する。(合併と同時) 7.津市の例により調整する。(合併と同時) 8.新たに制度を制定する。(合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調 整 00 内 各 8.新たに制度を制定する。(合併と同時)

<u> </u>	1								
区分	構	成	市	囲丁	村	<u> </u>	現-15387.47.47	況	 調整の具体的内容
7 服務に関すること	服務に関すること 津市職員服務規程」 に基づく。 服務の宣誓について、 程」を定めている。 訓練及び防支員の訓 沖市沿び礼式に関す 津市沿び礼式に関す 津市沿び礼式に関す 計算所数的 一方告示第1号 が消防操法の基 職員のの体力と での体力の要に の適正な執行に の適正な で、 消防職員体力管理 に関れる の の 所 で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	津市消防職員 ること はひび礼式に関する は、消防訓練では、の基準(昭和 はの和53年消防 すること を積極的に推進 体力の維持向上	員の服務に関する規則」に基準は47年消防 4号 10 災害活動・ に、災害るととによる。	で関する規 づく 3和40年消防 示第 2号)ひ)による、と その他職務	組合消防署服務	こと 或消防組合職員 S細則」に基づく ついて、 久居地	区広域消防	会	津市の例により、内部規程を調整する。
8 服制に関すること	消防職員の被服等の 津市消防職員を定め 津市消防間等を定め 規程に基づき、消防 している。 哈服 上衣、ズボン、冬 盛夏略衣上衣、作業服」 幅、盛夏略帽、バンド、ペン、 大力タイ、手袋、、防火 大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大	注与規程」においている。 でいる。 業務の実施に必 ・服 上衣ボ雨な 上ズボ雨な 上次で、 大次で、 大下、 大、 、 下、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	いて、被服等のは 必要な被服等を ン、盛夏服上で (合)帽、盛夏 ほくつ、整備服 でで、ないでは、 ででで、 ででで、 ででで、 ででで、 ででで、 ででで、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	E職員に貸与 文・ズボン、 帽、冬略 つ、タイシウ、 整備くつ、 電、階級章、	次ででは、 りででは、 なででは、 ででできます。 でできます。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でい。 でいる。	類、数量及び貸ま、対防業務のまれている。当時業務のままれている。これでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	職員の服制に 与期間必 標本、 で で で で で で で で で で で で で	被服等を職員に貸与 火帽、しころ、保安 駆服・上着、スポン、作	

協議項目	専門 部 会	消防部会	調整の内容 9.津市の例により調整する。 (合併と同時) 10.津市の例により調整する。 (合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調 登 の 内 谷 10.津市の例により調整する。(合併と同時)

区分	構	成	市	町	村	の	現	況	 調整の具体的内容
		津市	ŧ			久居地区広	域消防組合		Marre ANNO LINE STORY
9 職員厚生に関すること	津市消防安全管津市における消防の定める。 職場及び職員のの安衛生教育や健康診断消防職消済を設置の安衛生教育や健康診断消費が職員防職消済を設置の事業を表する。 審査会は、委員長のでは、 環境委員会委員長のである。 消防賞じゅつ金及	管理規程」津市消職場、職員の安定金衛生管理のが断等を実施している。 会全衛生管理のが断等を実施している。 会会衛生管理のが断等を実施している。 会が可員公務の関係である。 は、490万円以上の。	部所衛生管理は全衛生管理はまる。 は 関す 高本	が必要事項を はづき、安全・ 見則」に基づ 津市議会経済 すること 会条例」に基づ	必に 要基組地にを組議場金公支被職消攻金殉度障め三職市事づ合方対目合会合に務給服員防居条職に害る重員互項き議公す的議議に関災の貸に賞地例者よ者。県総助の全員災務。議員当て居続規すじ区にじてじていまった。 市料会に関係の登しでは、町へとは、一部のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のは、一語のは、一語のでは、一語のは、一語のでは、一語のは、一語のは、一語のは、一語のは、一語のは、一語のは、一語のは、一語の	理規程 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	る職場、職場、職場、職場、職場、職場、事業の断員の断員のの所員のの問題のの問題を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	の安全 衛生管理の 性管理のため、規程 他している。 炎害補償 、その他非常勤職 でる制度を定めるこ 炎害見舞金支給 務上の災害見の 発生する。 をする。 事項を定めている。	
10 表彰に関すること	表彰に関すること 津市消防の表彰に 実施している。 表彰の種類 :(1) いる。	に関する訓令」に			を実施している。	或消防組合表彰 , (1)功績章 (2)賞			津市の例により、調整する。 久居地区広域消防組合で規定している功績章は廃止する。

協議項目	専門部会 消防部会	調整の内容 11.新たに制度を制定する。 合併と同時)
関係項目	分 科 会 消防総務分科会	調 整 の 内 谷 12.津市の例により調整する。(合併と同時)

区分	構	成	市	町	村 の	現	況	
			· ·	μј				調整の具体的内容
11 財務、予算等に関 すること	財産に関すること 地方自治法」・が 地方体部で 一連で が が が が が が が が が が が が が が が り り り り	下財産と関するとは、 に関係で、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 に、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	の庁舎及び土地等の財産を有するととって予算要望を行にその後市長部局総務課においていた。	。 1、消防総務課 上の調整等を経 事務を行ってい 条課が契約をし	財産に関すること 一志消防署、白山消防署、嬉墅基地、西部出張所の庁舎、敷地いる。消防本部、久居消防署の下区広域消防組合の財産となって 予算、決算及び経理に関する。地方自治法」、次居地区広域、予算については各所属におい 長聞取後、構成市町村消防担当管理者会議を経て組合議会により	は構成 からで は からで まま で は で からで まま で からで まま で まま で まま で まま で まま で	防署、大洞無線中継 法無償貨与を欠けて 当防署倉庫は久居地 」等 、総材助役会議、正副 こと ・近 ・近 ・受 ・受 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	財産に関することについては、財産部会の調整の結果による。 ・予算、決算及び経理に関することについては、財務部会及び総 務 企画部会の調整の結果による。 物品の購入及び修繕に関することについては、財産管理部会の 調整の結果による。 ・各種委託契約に関することについては、財産管理部会の調整の 結果による。
12 給与等に関するこ と	職員の初年給、昇格等の公司 日本 月本	基字では、	準じる。ただし、消防が 等が定まっている。) 13年度3名であった 列」に基づき、金額等 効務時間給×0.25 ト ご深夜2時間以上従事 機関員1回250円 機関員1回300円 養務に従事機関 1回510円 1.25 (又は1.50) × 時間 要しない日又は休日 級10,000円部長級1	前防総務課におい が、平成20年前 を定めている。 時間 (3.5h)) 時間 (3.5h)) 計画 第50円 車長 一般隊員: 車長 一般隊員: 司 400円 、 引 時間給×1.35	消防本部総務課において全組合として、給与実態調査も認職員の退職手当に関するこ合退職手別の例の成134世 展近のは年名から5名が近職員の特殊勤務手当に関す、次50名が近職員の特殊勤務手当4,500円、深夜勤務手当正規の勤務時間給×0.25×時間(7)休労急出動手当対入域表表の代表、機関関、下、以、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	する規則を準用する規則を準用をである。 までの事務を行った。この事務を行った。この事の事のでは、1545との。名、27 29 年間では、1545との特殊手当の特殊手当のは、124、非不勝として22年 番送に、124、非不勝として214、非不勝として37 時間である。	記・職員の初任給、 芸給、昇格、昇給等 かている。(一部事務 村職員退職手当組 年度4名、平成17年は9名が退職する。 支給に関する規則」 時に勤務 はし) 条時間給×1.25 (又	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関すること 人事部会の調整の結果による。 職員の退職手当に関すること 人事部会の調整の結果による。 職員の特殊勤務手当 津市の外勤務手当 人事部会の調整の結果による。 管理職特別勤務手当 人事部会の調整の結果による。 地方公務員災害補償基金負担金 人事部会の調整の結果による。

協議項目	専門部会	消防部会	13.現行のまま新市に引き継ぐ。 調整の内容 14.津市の例により調整する。 合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	15.津市の例により調整する。合併と同時)

				•	•				
- Γ. Λ.	構	成	市	町	村		現	況	知故 0 日 体 的 中 京
区分		津市	ī			久居地区広:	域消防組合	<u></u>	調整の具体的内容
13 負担金に関するこ と	各種協議会等負担金 (三重県消防長会負担: 負担金、全国消防長会 会負担金等) 836千円 三重県防災ヘリコプ/ 4,213千円 三重県防災行政無線 531千円	金、全国消防協東海支部負担。 東海支部負担。 ター運営協議会	金、三重県		防長会組合消防委 防長会負担金) 消防長会議等負	委員会負担金、決員会負担金、決員担金 851千年担金、三重県消車絡協議会負担 車絡協議会負担 車絡協議会負担 車絡協議会負担	消防長研修 円 消防長会負払 会負担金 会負担金	長会負担金、全国消 会負担金、三重県消 担金、全国消防協会 220千円 482千円 15千円 53千円	負担金の種別の統一を図る。 廃止となる負担金 全国消防長会組合消防委員会負担金 久居地区消防連絡協議会負担金 危険物施設データベース改良改修負担金
14 消防職員退職者積 立基金に関するこ と	平成 2年度から平成2 は同時に払い出しを行 平成14年 5月末日現	ネ			退職者積立基金 参考 退職手当 職員の約		•		事業は継続する方向で調整する。 実施方法については、財産管理部会の調整結果による。 運用及びペイオフ対策については、総務 企画部会の調整結果に よる。
15 文書関係に関すること	文書では、	務まとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	TYS は 現程」を は、 は、 の、 は、 の、 は、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の	は各担当部署で がている。 以外ののすすが表す。 以外の関すが表す。 はいるのでは、まずのではでは、ますのではでは、ますのではではでは、ますではでは、ますではでは、ますのではではでは、ますではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは	総務課で取りまといる。 情報公開条例に 呼成14年10月1	終務課が総括して め行っている。 こついて	て収受してい	1る。 文書の発送は 旦当部署で保存 <i>し</i> て	

協議項目	専 門 部 会	消防部会	調整の内容 16.新たに制度を制定する。(合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調 整 00 内 谷 17.新たに制度を制定する。合併と同時)

	構		+	町	+-+		 現	 況	
区分	伸	成	<u>市</u>	μј	村	<u> </u>		沉	調整の具体的内容
16 専決に関すること	専決に関係を行っただし書の項目。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は決規則」に基づ事務事でではいる。 全における部長決 会における部長決 会の 5の 規定には 会の 5の 規定には 会の 5の 規定には 会の 5の 規定による は可及びによ意く の規定するによる のは、 ののの規定するによる。 ののの規定する。	球域について、 決裁、部次長対 就に係る事項並 よる消防団 長 消防応援職員(る危険物の製 構造又はの関する が申出に関いまする が申出に関いまする。	35項目を定 会裁、課長(室なびに同訓のの消防団の がは関すでは、 がは関すでは、 でででいる。 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 では、	専決の制の書き、おいては、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいで	央事項 事項 頁 の専決事項 夬事項	国を定めている	o	
17 公印に関すること	消防公印に関する。 津市消防公印規程 規程において、公印 る。 公印は、消防総務調 れ管理している。	≧」に基づく の種類 規格 €			規程において、 印の管理は総が、 久田の種所属に域 、公印のが行に域 、久田のが行に域 、久田のが行に域 、久田のが行に域 、久田のが行に域 、大田のが行に域 、大田のが行に域 、大田のが行に域 、大田のが行に域 、大田のが行に域 、大田のが 、大田のが 、大田のが 、大田のが 、大田のが 、大田のが 、大田の 、大田の 、大田の 、大田の 、大田の 、大田の 、大田の 、大田の	消防組合公印規公印の種類 規 公印の種類 規 課長があたる。 管理する。 組合消防組合議 格 管理につい 組合消防組合 組合消防組合 組合消防組合公	格 管理についただし、各所属会公印規程で定めている。 査委員公印規で定めている。 で定めている。 で定めている。 平委員会公印	公印の管理は総	

協議項目	専門部会	消防部会	18.津市の例により調整する。(合併と同時) 調整の内容(19.新たに制度を制定する。(合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	20.津市の例により調整する。(合併と同時)

区分	構	成	市	町	村	0	現	況	調整の具体的内容
		津	市			久居地区区	5域消防組合	ì	神霊の其体の名
18 各種会議、委員会に関すること	会(1) (2) (3) (4) 要事事を員れ所務会。(5) 所課本網防防め定長消業業会。所請、公司、(4) 要事事を員れ所防務会。の防市長の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の	する運用 要綱 以 及 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	定めている。 の階級にある者 分署、分遣所の 者を開催している。 、務課長 委員 設置ああい。 設置ある時長 でが消防という。 はでは、 の階級にある者 を関係している。 、ののでは、 ののでは、 のの	告事務処理要 問査担当参事、 っている。 場する、等を定め かている。	長、久 (大)	副署長のおけるとき、「大学学院」という。 ときは、会には、会には、会には、会には、会には、会には、会には、会には、会には、会に	特定の職員に議理責任の職員には、注意を含め、これを記述をする。これを記述をする。これを記述をする。これを記述をする。これを記述をする。これを記述をいる。これを記述をいる。これをいる。。これをいる。これをいる。これをいる。これをいる。これをいる。これをいる。これをいる。これをいる。これをいる。これをいる。これをい	消防長が選任する づく る。衛生管理者は労 消防長が選任する。 を定めている。業務 合、その都度委員 る、等を定めてい	
19 消防職員委員会に 関すること 20 監察 巡視に関す	津市消防本部 委員会を組織して 委員会の運用に 要綱」を定めてい 委員総定数 :12 毎年 1回開催して	こついて、 津市消 る。 2人 、任期 :1年 にいる。	に関する規則」は	員委員会運営 規則に基づき	り居地区広り 則」に基づき、耶 委員会の運用 防職員委員会に	戦員委員会を組結 について、	本部消防職員 載している。 引地区広域消 定めている。	委員会 委員会に関する規 防組合消防本部消 お以 規則に基づき	
<u>ತ</u> こと	る。 調査担当参事が 行っている。 巡視に関する。 津市消防職員 き、巡視を行って	が監察を実施して こと の服務に関するも	いる。 事務は消 規程第19条」のに	消防総務課で こ規定に基づ		IO / 34			

協議項目	専門部会	消防部会	21.新たに制度を制定する。(合併と同時) 調整の内容 22.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	3.新たに制度を制定する。(合併と同時)

	1++	_15						\ <u></u>	T
区分	構	成	市	町	村	<u>の</u>	現	況	調整の具体的内容
		津市	5				広域消防組合		hare 22 SCHOOL 2 II
21 その他管理事務に 関すること	訴訟事件の対応に 消防総務課で事務。 消防関係団体との 消防総務課で事務。 その他の消防事務 消防総務課で財する。 消防処務に関する。 消防処務規程」に 決等について規定し	を行っている。 連絡調整に関す を行っている。 に関すること を行っている。 こと おいて、勤務制、		選任、専	次居地区広 処理を行う 消防関係団付 構成市町村関 会、幼年姫の消 他の課の所省 他の課の所省 で舎管理規	本との連絡調整! 係は、総務課、 係は、予防課で 方事務 に属さないこと 呈 域消防組合庁舎	管理規程」に基 に関すること 医療管関係は、 行っている。 は総務課で行っ	まづく総務課で文書 警防課、安全協 っている。 らいて庁舎管理責任	
22 企画事務に関すること	消防行政の企画、 消防総務課で事務。 例規の制定及び改 消防総務課が取り 消防力等整備計画 消防総務課で事務。	を行っている。 収廃に関すること まとめ事務を行っ 「に関すること			同 左 同 左 同 左				
	消防職研修について、	大学校 (幹部研修 が課程等) 東京 大型自動作 大型自動作講習、 レーン技能講習、 許、第 2種礎構 所と許、第 2種礎構 所と、主義、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	科等) 県 消 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	が 対急救命士) に 議習、玉掛技 主主任者講習、 ディカル、日本 京因調査研究	校問準修師教主 在	方が育教 議領町国修防築防衛大小、臨、村市他に物物と関す、大村、東京、村市他に物物、習工工ので、対方で、大村、東京、村市の、村市の、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、	水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・	王者会議、消防担当 士生涯学習、 多、退職手当組合・ 研修、公務災害研 付会、火災原因調査 査基礎講座他、	

協議項目	専門部会	消防部会	24.現行のまま新市に引き継ぐ。 調整の内容 25.新たに制度を制定する。(合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調

Б. /\	構	成	市	町	村		現	況	知故 A B 体的 内容
区分		津	市			久居地区	広域消防組合		調整の具体的内容
	消防音楽等業はでは、	が が でいる。 に に に に に に に に に に に に に	行事、学校関係書市消防音楽隊(消防関係 4、市ラリネット7、サキレン3、トロンボー	系、福祉施設な企画運営委員関係4、県関	g 纏いの顔とも 章を型どり 構成	の隊員が纏い 言える頭部分の 成市町村の頭文 」をはじめ、管内	D蛇志は り」を (字を漢字で記 <i>)</i>	会長2.6m、重さ8K デザインした組合 入している。幼年婦 者行事に参加し、防	音楽隊とともに、まとい隊も存続させる
	広報事業 住民に報する防火 保 ・災害弱者に対する安 ・ で で で か で で で で で で で で で で で で で で で	全指導広報 音等に対する防 通救命講習を の部) 発行(全世帯 え 5,000を) の発行(10,000 (1,000) (1,000) (1,000) (1,000) (1,000)	5火管理指導 含む。) 年 2回) パンフ 5,000部、		消防広報に関 その他広報 広報物品の予 関係は、警防課 消防年報は、 報道関係の連	連絡調整 取材協力 理 意見等の調査 学 する調査及び 算計上はで下の 変形は、で下の といるでは、 を下で といるで にない をいる にない にはい にはい にはい にはい にはい にはい にはい にはい にはい には	方関係は、予防i 施。 に印刷 (100部) 条課で実施。	果及び各署、救急 5ゃん)を設けていた	
	日々の業務の中で た場合等において、広 いる。				た場合等におい	て、各署所の国同報無線、ケー	車両で管轄区域	警報等が発令され を巡回広報を実施 :用。本部、久居消	同報無線 ケーブルテレビの活用については、合併後検討する。

協議項目	専門部会	消防部会	27.新たに制度を制定する。(合併と同時) 調整の内容(28.新たに制度を制定する。(合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	29.津市の例により調整する。(合併と同時)

	構	 成	 市	町	村	<u></u>	 現	 況	
区 分	1円		- 1-	μј	T'I		 S域消防組合		調整の具体的内容
	車両、装備、整備」 消防車車等にの他機 消防車車車 両のに 消防車車車 両の燃料に その他機関 である。 消防の他では る。 消防に る。 消防に 事車車基 でいる。 消防に でいる。 前時所に でいる。 前時のの更のののののののののののののののののののののののののののののののののの	□場 ・	管理に関する。関すること 関すること 導及び研究的 係を消防総務部 定めている。 重両運転技能部	文善に関する 果で行ってい 認定を実施し	記録、燃料、積 整備管理者 値 いる。 消防車両整備	にと 、点検 ·車検の予 載機材等の点検 道路運送車両法 請計画	5算計上、業者 実施。	へ依頼。車両運行 3者の中から定めて	
	事故防止対策委員 委員会の設置につい 定めている。 委員会において各利 の具体的な対策、事故 交通事故等報告事 交通事故に関する 総括して行っている。	バて、事故防止対 重事故の防止に関 故発生時の事故原 「務処理	関する総合的な 原因に対する研	は研究及びそ 研究等を行	安全運転管理 を図る。	或消防組合自動 者、副安全運転 或消防組合安全 の安全管理に必]る。	管理者等を定 管理規程」 要な事項を定	め自動車事故防止 め、公務災害の防 課において行ってい	
	支援車の運用基準 現場において、活動間を越えると見込まれ間を越えると見込まれ間を越えると見込まれ隊員の疲労が著しい。 指名されている支援隊	が朝食 昼食 まれるとき。深夜の消れるとき。 林野火災と認められるとき。	たは夕食時間 肖防活動で活動 災又は厳寒期、 、」等において	動時間が 3時 、盛夏期等で 、あらかじめ	現場においてめられるとき。飲心となって実施で	対外水、食事等を	間となり、隊員の 注現場へ搬送す	の疲労が著 い と認 る。 本部職員が中	

協議項目	専 門 部 会	消防部会	30.廃止の方向で調整する。 33.現行のまま新市に引き継ぐ。 33.現行のまま新市に引き継ぐ。 34.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	32.現行のまま新市に引き継ぐ。 35.現行のまま新市に引き継ぐ。 35.現行のまま新市に引き継ぐ。

注 市	区分	構	成	市	囲丁	村	0	現	況	調整の具体的内容
押助			津 ī	†			久居地	区広域消防約	且合	調整の具体的内容
調査等に関すること 次災地助規程に基づき、所轄管轄区域内の火災に関し、所轄の 素力が調査及び経合書の作成所等を実施している。 大規模な火災を除き原則として消防署で実施する。消防署で実施 を含み、後日問題になると思われるものなどは予防担当で実施 するが、それ以外のものにあっては消防隊で実施している。。 火災、その他災害でリ災した場合に、消防署長名で交付している。。 次災、その他災害でリ災した場合に、消防署長名で交付している。。 次災、その他災害でリ災した場合に、消防署長名で交付している。。 次災、その他災害でリ災した場合に、消防署長名で交付している。。 ② 火災節報等の作成に関すること 水災、災害等耶報要領により作成している。。 同 左 ③ 火災統計書の作成に関することは全国統一である。 に関すること 正縮アセチレンガス等の貯蔵取扱の 届出に関すること 正紹アセチレンガスのは別よ上、集水硫酸200 kg以上、漁化石油 大等の貯蔵取扱の 届出に関すること 原 方 「原 左 「原 方 「原 方 「原 左 「原 を 一 「原 で) で の に としま ・	消防事務の事務委 託に関すること	阿芸町、芸濃町、芸濃町、美里村、安濃町、美里村、安濃町、託している。これに基づき、津市担っている。事務委託負担金内訳 河芸町 芸濃町 芸濃町 安濃町	美里村、安濃町、 託に関する規約 香良洲町は、消 消防本部は、当 520,829千円 180,326千円 99,931千円 54,900千円 122,136千円	」に基づき、河 防に関する事	芸町、芸濃務を津市に委る消防業務を	り り は の は の は の は の の は の の は の の の は の の の は の の の の の の の の の の の の の	一志町、白山町 に同処理する事系 法、消防法の定 肖防団、消防水 と 38,876千円 66,577千円 66,618千円 66,438千円	、嬉野町、及び う めるところによ	り市町村の処理すべき	
成に関すること	調査等に関するこ	火災出動規程に基金 署員が調査及び報告 大規模な火災を除き 施する場合は、建物が 性を含み、後日問題に するが、それ以外のも り災証明 火災、その他災害で	づき、所轄管轄区語書の作成等を実き原則として消防火災で半焼以上になると思われるものにあっては消	議施している。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	。消防署で実 火災、また犯罪 防担当で実施 でいる。	火災調査 署員が調査 火災調査 と認めたと り災証明 り災証明	要綱に基づき、原 ・及び報告書のが 要綱に基づき原 きは、予防課の記 は消防長名で交	F成等を実施し 則消防署が実施 関査班を派遣す 付している。た	ている。 施する。消防長が必要 ⁻ る。	D災証明は署長名で発行し、火災の廃材処理証明については、津市の例による。
に関すること 日編アセチレンガス40 kg以上、無水硫酸200 kg以上、液化石油		火災·災害等即報望	要領により作成し	ている。.		同 左				
ス等の貯蔵取扱の 届出に関すること がなされた場合は届出内容を審査し、後日現地確認を行った後、 届出内容に間違いがないと認められた場合は、副本を返却する。 35 液化石油ガスの保 安に関する意見書 交付についての調		火災統計書の作成	に関することは	全国統一である	3.	同 左				
安に関する意見書 計画の審査、現地調査、意見交付書等が定められこれを実施して 理、計画の審査、現地調査、意見交付書等を実施している。 交付についての調 いる。	ス等の貯蔵取扱の	ガス300 kg以上、生石がなされた場合は届品	三灰500 kg以上の 出内容を審査し)品を貯蔵、取 後日現地確認	扱う場合届出 忍を行った後、	同 左				
	安に関する意見書 交付についての調	計画の審査、現地調	呆安事務処理規 査、意見交付書 [:]	定」により、申記等が定められる	青書の受理、 これを実施して	事務処理 理、計画の	理規定 」の定めカ 審査、現地調査	がない、消防庁: 意見交付書等	通知により申請書の受 等を実施している。	

協議項目	専門部会	消防部会	36.津市の例により調整する。 合併と同時) 39.現行のまま新市に引き継ぐ。 調整の内容(37.津市の例により調整する。 合併と同時) 40.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調 笠 W M 合 37. 澤中の例により調整する。 (合併と同時) 40. 現1のまま新巾に引き継へ。 38. 津市の例により調整する。 (合併と同時)

区分	構	成	市	町	村	0	現	況	調整の具体的内容
E 71			市				広域消防組合	-	神正の女体には立
防火管理者資格取 得講習会の開催に 関すること	防火管理者資格 年 1回開催、定員15 テキスト代 防火協	50人, 講師は消	防職員が担当	習会の開催。 。	年 1回開催、	資格が必要な対 定員100人, 講 危険物安全協会	市は消防職員が		
防火管理者資格取 得講習会の修了書 の発行に関するこ と	防火管理者資格 管理者の講習に関	取得者への修了! する要綱に定まっ	证発行は津市) でいる。。	肖防本部防火	講習会実施	要領はあるが講	習に関する要組	圏は定めていない。	
予防関係規程に関すること					久居地区広に関する整備	域消防組合火災	予防条例の改	正等予防関係規程	
	導、また防火管理者 しては、防火管理者 任させる。書類の提 後副本を返却する。 防火管理者選任原 点で防火対象物の 返却する。	る対象物にあって! 者の資格を有しな! 背資格取得講習会! 出にあっては、資 虽が提出されたど!	は、防火管理者 い対象物の管理 を受講させ、資 な格証の写しを 司時に提出され	者の選任を指 里権原者に対 資格取得後選 添付させ受理 れるが、提出時	同 左				
火災予防条例に関する各種届出の受理及び検査に関するの理に関すること	その結果を復命して	各種の届出に基っている。	ざ、所轄別に	現地で検査し	同 左				

協議項目	専門部会	消防部会	41.現行のまま新市に引き継ぐ。 42.新市に移行後、随時調整する。(合併後3年程度) 42.新市に移行後、随時調整する。(合併後3年程度)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	時

区分	構	成市	ī HŢ	村	0	現	 況	押載の日本的内容
		津市			久居地区区	5域消防組合		調整の具体的内容
関すること	津市火災予防条例ですで、届出がなされた時点ものにあっては改善を指あっては後日現地確認を副本を返却する。 防火対象危険物 使用開始届出、少量危険物 指定可設置届、水素ガスを充てんす	で届出内容を審査し 導し受理する。ただ を実施し、届出内容に 届、圧縮アセチレング 「燃物貯蔵取扱届、列 设置届、指定とう道届	、不備が認められる し次に掲げるものに に間違いがなければ ゴス等貯蔵取扱届 養電 変電 蓄電設備	同 左				
道に関すること	津市婦人防火推進委員 思想の普及及び各種訓練 日の訓練、文化財防火ラ施。	練への参加 。訓練に	こついては、防災の	組織され、婦	か年婦人防火委員 人防火クラブの主 いの開催等の事業	な行事としてクラ	ラブ員の研修、訓	調整が完了するまで、現行のまま対応する。
43 市町村幼年消防連 合会の育成指導に 関すること	防火ぬりえ等の配付				フラブの行事に対し 週間中の防火パし			調整が完了するまで、現行のまま対応する。
44 その他予防事務に 関すること	その他の予防事務全額	般のまとめ		同左				
に関すること	消防法に基づく危険物については、津市危険料制に関する事務処理要無処理の概要は、設置、容の審査を行なうと学に適時の等変更許の証券を表すについて」(呼成1・3基準について」(呼成1・3。 設置」又は、変更」の記律市会計規則、よまにいて、は、変更」の記律の条例」に定められてい	物の規制に関する規 剛」に定められている 」又は、変更」の許可 、必要に応り現地調 危険物製造所等設置 」を交付すおいて行る 4年消防危第49号 十可に係る申請手数等 大可に係る額につい	則」及び 危険物規。 申請により、申請内 査を行い技術上の基 置許可証」又は 危険 経微な変更 (工事)に かれる変更工事に係 こよって運用してい 料の処理については					

協議項目	専門部会	消防部会	46.現行のまま新市に引き継ぐ。 調整の内容 47.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調 整 の 内 谷 47.現行のまま新市に引き継く。 48.現行のまま新市に引き継ぐ。

区分	構	成	市	町	村	<u></u>	現	況	調整の具体的内容
46 危険物製造所等の 完成検査前検査に 関すること	消防法に基づく危険物の関する事務処理要綱」に 処理の概要は、完成核査を行なうと伴に、現地 査を行なうと伴に、現地 道済活止の基準に適合 査済出の基準に高いの 不合格通知書」により申 完成検査前検査に係き 計規則」、また手数料の に定められている。)規制に関する。 こ定められてい 食査前検査の申 にて完成検査で 合されていれた たいないを にして記 がは にして記 がは にして記 にして にいな認 にして記 がは にして にいる にして にいる にして にいる にしる にいる にしる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にい	記成検査前検査 規則」及び 危限 る。 申請により、申請 前検査を行い、 、申請者を信任 を を いたときは 完成 る。 の処理について	検物規制に 情内容の審 消防法に基 いった結前検 たった結前検査 には、連市会	同 左	久居地区広 ¹	或消防組合 <u></u>		
こと	消防法に基づく危険物は、津市危険物の規制る事務処理要綱」に定め処理の概要は、完成核うとともに、現地にて完成されていれば、完成検なった結果、許可の内容成検査不合を通知の出書が表面検査に係る申請額められている。	川に関する規則 かられている。 検査の申請によ 成検査を行い、 検査済証」を交付 容どおり完成し により申請者に 手数料の処理に	」及び 危険物 は、申請内容の 設置等許可の けする。なお、デ ていないと認め 通知する。 こついては、津	規制に関す の審査を行な 内容どおり完 記成検査を行 たときは 完	同 左				
ること	消防法に基づく危険物は、津市危険物の規制る事務処理要調」「仮使用なうとともに、必要に応じいと対し、火災予防山土を対し、大災がし、下支政使使用不承認過年に、認を受けた者は、認を受けた者は、認を受けた者は、認を証に仮使用の承認に係る金額則、また手数料の金額められている。	川に関する規則 かられている語でいる。 日承認明は一般物製のでは りではいる語ででは いまでは いまでは いまで いまが いまで いまで いまで いまで いまで いまで いまで いまで いまで いまで	」及び 危険物: より、申請内容 い、火災予防。 変使用承認書」。 るときになる。 適知する。なは 間においては 引出する。 とについては いったは にったない。	規制に関す の審査を行 と支障がなに を申請者所用の がし、見や は、見や は、見や は、見や は、見い 計規に関する は、見い は、しい は、見い は、しい は は しい は は しい は は しい は は しい は も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	同 左				

協議項目	専門部会	消防部会	49.現行のまま新市に引き継ぐ。 調整の内容 50.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調 整 の 内 容 50.現行のまま新市に引き継ぐ。 51.新たに制度を制定する。合併と同時)

- A	構	成	市	囲丁	村	<u>の</u>	 現	況	**************************************
区分		津	市			久居地区原	広域消防組合		調整の具体的内容
	承認の処理につい	ては、津市危険する事務では、津市危険する事務では、東外では、東外では、東京ができるというでは、大水が、大水が、大水が、大水が、大水が、大水が、大水が、大水が、大水が、大水が	検物の規制に関す 網」に定められて 扱の定認申請に 応じ現地仮貯蔵 で で で があるに で があるに で が のと 記者 で が の と 記者 で が り に で が り に で が り に う に う に う に う に う に う に う に う に う に	する規則」及びいるは、申りのでは、より、以外承になる。 はいり、以承になる。 がのではない。 がのではない。 がのではないでは、 は、は、ないでは、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	同 左				
	については、津市制に関する事務処処理の概要は、予 行ない消防法に定可するとさは、予防規程不認 は、予防規程不認	活験物の規制に 理要綱」に定め 予防規程の認可 める技術上の基 がの基準に適らし の基準に適」によ	に関する規則」及られている。 申請により、申請 準に適合してい を申請者に交付してい にいないため認 り申請者に通知	び 危険物規 情内容の審査を ると確認し、認 し、可しないとき する。	同 左				
	消でである。 世界の は、	予防査察に関する が必要では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	「る訓令」においている。このでは、このでは、また、は、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	いては、なっては、なっては、なっては、なっていた。このでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	地区広域消防組 区分等査察の 概要は、で で を で を を を を に な 指 導 を 行 な に 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、	合予明介 一学事では 一学事では 一学事でを 一学事でを でで、 一学を 一学を 一学を 一学を 一学を 一学を 一学を 一学を	当者)において年間 、位置、構造、設備 項等の是正及び防 後、査察結果報告 察実施結果表によ 防庁通知に基づき 可 (春、秋の火災予 した運送車両に対	
•	•					18 / 34			•

協議項目	専門部会	消防部会	52.現行のまま新市に引き継ぐ。 調整の内容 53.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	133.53.100333 110333 1

	構		市	⊞T	村		 現	 況	
区 分						· · ·			調整の具体的内容
52 危険物製造所等に 対する法令違反等 の処理に関すること	危険物施設の立人 項があ場合では によりでする。 によりでする。 によりでする。 によりでする。 によりでする。 によりでする。 によりでする。 によりでする。 によりでする。 には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	検査を実施となった。 検査防合を実施要施・というでは、 ができたが、 を実施・というでは、 を実施・というでは、 をできたが、 をできたが、 をできたが、 をできたが、 をできたが、 をできたが、 をできたが、 をできたが、 をできたが、 ででいる。 では、 をできたが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	は果る心に容がした。 は果る心が呼びたい。 で発育した。 で発育した。 で発育にあるのでは、 で発育にあるのでする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	場合によりは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別ので	同 左	八旧花区			
53 危険物災害等事故 防止に関する広報 活動の実施に関す ること	全国的に毎年6月れ、消防長官通知に危険物関係事業所へ住民に対しても、市政また、年間を通じて随危険物の適正な取扱改正に伴う内容の周	よる当該週間の9、文書にて通知しなだより等によりが 19でよりがいました。 19では、19ではよりが 19では、19では、19では、19では、19では、19では、19では、19では、	尾施要綱に基 本週間の周矢 見知している。 え、市政だより 徹底と危険物	づき、管内の ロするとともに、 <i>)</i> 等によって、	同左				
54 危険物の規制に関する規制及び市町村危険物の規制に基づ〈届出に関すること	消防法に基づく危険では、 津市危険物のする事務処理要綱 は 受力を審査し、 近地の内容を審査し、 近本に届出受理印管を危険物査察台帳)規制に関する規 こ定められている 重届出により、関 適正であると認め 印して届出者に	則 」及び 危限 。 係処理簿に記 るときは、当記	食物規制に関 登録して受付、 該届出書の副 お、当該届出内	ては、	基づ√危険物の規制 地区広域消防組合いに定められている では、各種届出によ では、適正である では、ではではいて届出者 本に受理できないい かする。当該届出り	: 危険物規制規則 。 にり、文書収発簿 と認めるときは、 皆に交付する。 受 旨及び理由を記	則」及び 危険物事 に記録して受付、 当該届出書の副 を理できないと認め 載し、正本と共に	

協議項目	専門部会	消防部会	調整の内容 55.津市の例により調整する。(合併と同時) 156.津市の例により調整する。(合併と同時) 156.津市の例により調整する。(合併と同時) 156.津市の例により調整する。(合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調整の内容 56.津市の例により調整する。合併と同時)

	危険物施設のパソコ 危険物施設 800施設 了しており、現在当該デ に活用している。 その他危険物関係事 その他危険物に関する	の基礎情報等のデータを各種統計事業 務について	データ入力はすべて完 務及び立入検査事務等	・危険物施設43 県の危険物デー 各種の事務処理 その他危険物	- タベースシステム	る事務処理にこ .及び既存のバ -	ソコンを活用し	調整の具体的内容
に関すること	危険物施設 @00施設 了しており、現在当該デ に活用している。 その他危険物関係事 その他危険物に関する	の基礎情報等のデータを各種統計事業 務について	データ入力はすべて完 務及び立入検査事務等	・危険物施設43 県の危険物デー 各種の事務処理 その他危険物 その他危険物	3施設) - タベースシステム !をしている。 関係事務について	及び既存のバ -	ソコンを活用し	
いての消防用設備 等の設置指導等に 関すること	意事務処理要綱の処理の確認申請に係る消防で文書処理審査現り申請書の流れ。津市内の建築物は市行から、安芸郡全町村と一志郡で使用建築物に対すて仮使用の照会に係る意の事務処理を実施での他の事項	意事務処理要綱」 理要領」により、建築 同意事務について 地調査 同意 返別 役所建築指導課 及 都香良洲町の建築物 る指導に関する事 意見書について内容 でいる。 ・	基準法に基づく建築物 定めている。 そ) び指定確認検査機関 切は県建設部及び指定 頁 審査、現地調査、回答 十画通知、建築通知に	基準でで、	は消防組合建築自 建築物の確認申 事査 現地調 同語 事査 現地調 同語 の所の明地調 同語 の所の明は、 の所の明は、 にいる。 にい。 にいる。 にい。 にいる。	にかかる。 「おいっと」 「おいっと」	司意事務につい 戻)* 必要に応じ めるため、処理 申請の前に提出 責以以消部 環地調査 * 、 現地調査 * 、 現地調査 * 、 東施	

協議項目	専門部会	消防部会	57.新たに制度を制定する。(合併と同時) 調整の内容 58.津市の例により調整する。(合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	59.津市の例により調整する。(合併と同時)

2	区分	構	成	市	町	村	の	現	況	知數の目体的中容
南京著称処理要類の必要要領によい受理、内容審査、現地調査により受理、内容審査、現地調査により、第末国が別的設備士から提出されたら、受理、内容審査、現地 割査 必要に応じて、事務処理を実施している。	区分		津市				久居地区区	5域消防組6	<u></u> 合	
3 意見書交付についての調査等に関する副物は選手機の処理要領により、事務処理について定め、申請者が中華語に必要とする。	着工届、設置届及 び検査に関するこ	同意事務処理要綱の 査、事務処理等を実施 着工届が消防設備ニ 調査 必要に応じて) 中間検査については 備の水槽検査を適宜! 設置届が建築主か	処理要領」により もしている。 士から提出された 事務処理を実施 はスプリンクラー記 実施している。 ら提出されたら、	受理、内容審 こら、受理、内容 している。 设備の配管検証	査、現地調 容審査、現地 査及び各種設	内容審査、現地 着工届が消防 調査 必要に応 中間検査につ 備の水槽検査を 設置届が建築	期資、事務処理 前設備士から提出 じて)、事務処理 いてはスプリング を適宜実施してい を主から提出され	等を実施して されたら、受 を実施してい フラー設備の いる。	CI 1る。 理、内容審査、現地 1る。 配管検査及び各種設	
	る意見書交付につ いての調査等に関	築同意事務処理要綱 め、申請者が申請に必 産業廃棄物処理事 ついては三重県津地	の処理要領によ 必要とする消防法 業計画に係る事 方県民局生活環	以 事務処理に 適合通知書を 前協議会に係 境部長あてに、	こついて定 交付する。 る意見書」に 、当該廃棄施	事務処理要組	等定めていない	l _o		
	る立入検査に関す	画等立入検査等につい 療育防養等につい 原本の他のようがある。 がある。からる。 特にはいる。 特にはいる。 特にはいる。 特にはいる。 特にはいる。 特にはいる。 特にはいる。 特にはいる。 を書いている。 特にはいる。 を書いている。 はいる。 を書いている。 はいる。 のは、にいる。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	いて必要な事項で、事務の必要で、事項で、事務のというで、事務のというで、で、事を定めというで、で、事をで、事で、事で、事で、事で、事で、事で、事で、事で、事で、事で、事で、事で、事で	を定めている。第1年 大きをという。第1年 大きをという。第1年 大きをという。第1年 大きをという。第1年 大きをという。 一年 大きをという。 「はいう」という。 「はいう」という。」という。 「はいう」という。 「はいう」という。」という。 「はいう」という。 「はいう」という。 「はいう」という。 「はいう」という。 「はいう」という。 「はいう」という。」 「いっこ」という。」 「はいう」という。」 「はいう。」 「はいっ。」 「はいっ。	3条に基づき か告書記入 びまとめ、消 その間の頭あを求 間の現出に11 間に11 に11 に11 に11 に11 に11 に11	察計画等長の人人から消報の一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、	検査等についてが 提出された査察 、特別査察等を記 是正改善指引の では では では では では では でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	必要な事項を 実施結果表 十画立案は表 いび樹立、実報されに がり を対象 を を を を を が した 対象 に 対 を が した と で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の が の	定めている。 を取りまとめ、消防長 特別査察の実施、不 行う。 基づき月間の査察を あっては、口頭ある。 画)報告書の提出をする。 各所属で立入り検査	表 を 求

協議項目	専門部会	消防部会	60.津市の例により調整する。(合併と同時) 61.現行のまま新市に引き継ぐ。 62.津市の例により調整する。(合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	62.津市の例により調整する。合併と同時) 63.津市の例により調整する。合併と同時)

	区分		構	成	市	町	村	の	現	況	調整の具体的内容
	<u> </u>			津	市			久居地区区	5域消防組合		高年 A A M H 1 1 3 日
60	消防用設備等の 検結果報告に ること	関すす	総合点検の結果 ける。また不備が認 きを求める。	が提出された時 められる場合は	点で内容を確認 改善計画書を 3	3 U副本を返却 発行 U後 日報	総合点検の終する。また不備 改善計画書の数	が認められる場合	と時点で内容を 合は必要に応	E確認し副本を返却 じて指示書を交付、	
61	防火対象物に対る火災予防措置令に関すること	置命 カ	予防査察等により があり、人命危険が -対し必要な措置を	あると認められ	た場合は権原を	有する関係者	同左				
62	防炎表示者認 申請事務及び校 に関すること	食査 意	津市消防本部類 意事務処理要綱の 事務処理方法が定。	処理要領」により	里要綱」 津市消 ()受付処理、意	納本部建築同 見書交付等の	事務処理方法	法は定めていない	l ₀		
	防火対象物の 示 公表制度に する表示マーク 交付・不交付に いての事務等に すること	関のつ関	₹マーク交付上申書 Nる。	等を定めている 検査を実施した後 書を取りまとめ、氵	。 後、消防署長か! 肖防長に上申し	S上申された表 手続を行って	査、審査、交付 旅館等)のみ、 ている。 予防課にて立	手続等を定めて、防火管理体制で	いる。消防法が マニュアルによ 、予防課長から	物の範囲、立入検施行令別表五項イる訓練の検証を行っる計を表示 る上申された表示を行っている。	
64	救急活動業務に すること	業 救救救	所轄別に救命士 養務を実施している 対急車台数 9台 で 対急出動件数 6, 対急救命士数 13, 医師による救急救命	。 55高規格救急自 658件 救急辦 人	自動車 2台) 般送人員 6,6	58人	業務を実施して 救急車台数 7 救急出動件数 救急救命士数	こいる。 7台 (うち高規格救 2,925件 救	(急自動車 4台 (急搬送人員) 2,906人	救急救命士の配置・高規格救急車の配置については、現状のまま新市に移行する。

協議項目	専門部会	消防部会	65.新たに制度を制定する。 合併と同時) 66.新たに制度を制定する。 合併と同時) 7. 7 7 7 7 7 8 7 7 7 7 8 7 7 8 7 7 9 7 9 7
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	両 笠 00 P3 谷 67.現行のまま新市に引き継ぐ。 68.津市の例により調整する。 合併と同時)

区分	構	成	市	囲丁	村		の	現	況	調整の具体的内容
		津市	<u> </u>	<u> </u>			久居地区広域	消防組合		神電の大学の記念
	救急救命士の就業前消防機関ので、症例研修機関の協力をの現状の現下に対しる物管に対して、対急の現状のの現状のの現状のの現代的人教急場にある。一、対急以上必一師等のることが、対急、対し、対急、対ののでで、対し、対急、対ののでは、対し、対急、対ののでは、対し、対ののでは、対し、対ののでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対ので	修 資 器 構 等 に の の の の の の の の の の の の の	熱訓練等を実施 受け入れ後ので 医療機護 (医師・動物の (を)を (で)を (で)を (で)を (で)を (で)を (で)を (で)を	処置を含め の医師の信頼関 等との信頼関 原関係職種で の病に での の病を構関 を構関しい に実築さ派 数命九州研	同左					救急救命士の就業前研修、再教育及び養成については、津市の例を参考に新たに計画 規程等を作成する。 病院研修に対する報償金については、研修計画を考慮のうえ調整する。 救急救命士の特定行為にかかる指示報酬については、診療報酬点数を参考に津市の例により調整する。
	研修に対する報償金	50,000円			含む)	する報酬	100,000円 (但し	、特定行為に	係る指示報酬を	
66 救急隊員の研修に関すること	救急隊員の研修 医師及び医療関係者 る。 救急隊員の感染予防 県保健福祉部等から 受ける。	方					対急知識等の 多	養表会 (毎年)		
67 救急搬送証明事 務に関すること	関係者からの申請に証明書発行手数料は			いる。	同左					
68 救急 救助関係統 計に関すること	救急、救助コンピュー 救急隊員及び救助隊 されたデータの整合を 救急、救助列報に関 毎月の出動状況を計 関すること 毎月の出動状況を計 年間救急・救助統計 年間対動・救助統計 年間対力・変別を行	経員が活動後、活図る。 すること さめて県へ報告 を市政記者へ資料提 に関すること	動状況をコン する。 料提供するこ 供にする。	との統計に	教制を表現の表現である。 対象を表現の表現のの一般を表現のの一般を表現のの一般を表現のの一般を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	及び救助合いのでは ・夕の整に ・助け、 ・助け、 ・対いた年に ・対いた年に	を図る。と関することにまとめ、前年度計に関することに関することに関することに関することに関することに関するとの所属へほとめの所属へほ	、活動状況を その比較統計 こ べで県を通じ	コンピュータ入力 ト及び議会資料 国へ報告する。	

協議項目	専門部会	消防部会	69.新たに制度を制定する。(合併と同時) 70.津市の例により調整する。(合併と同時) 調整の内容 71.新たに制度を制定する。(合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	- 調 整 の 内 容 71.新たに制度を制定する。(合併と同時) 72.新たに制度を制定する。(合併と同時) 73.現行のまま新市に引き継ぐ。

	X	分	構	成	市	町	村	0	現	況	調整の具体的内容
	<u>^</u>	נע		津	市			久居地区	広域消防組合	<u> </u>	神電の芸を表を言いられています。 一直 でんしょう かいしょう かいしょく かいいん かいしょく かいしょく かいしょく かいしょく かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう しゅうしょう かいしょう かいしょう かいしょう しゅうしょう しゅうしゃ しゃくり しゃくり しゃくり しゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅう しゃくり しゃくり しゃく
	すること アに関 [・]	, ,	救急医療週間中 売店舗等において を設け実施する。	、応急処置体験:	コーナー 健康	目談コーナー等	る講演 (医師 求 応急処置体験 敷急の日フ 救急医療週間 置体験・119番	即自治体・医師: 対命士) は、健康相談所記 エア」 別中に大規模小引 通報体験・初期	设置 5店舗におい 消火体験所を	設け実施	
	及び統すること	Ė	住民からの開院の業務内容の統計	業務。	せに対する案内	内業務及び、そ	の業務内容の約 毎月の案内状	充計事務。 :況をまとめて県		る案内業務及び、そ	
	施に関	習会等の実すること	上級救命講習会 応急手当指導員	€の実施 計講習会の実施			普通救命再記	習会の実施 算員講習会の実 構習会の実施			
72	三師会と		津地区三師会 (行政機関に対 U主 を図る。 年 1回各関係機関	民の健康増進に	関する問題点で	任意団体 から を提示し 解決	久居一志地區 し、改善を図る。		輪番制、救急	活動の問題を提起	
73			活動内容 救急医保に地域 地域他、地域他。 老の員 三重大学病師表 人居地志郡代 表 本部	る救急医療の普及 原医療体制の確保 国立療養所三重病 病院群二次輪番	な啓発に関する と上の必要な事 5院、国立三重 制病院、津市・	項に関すること 中央病院、津・ 久居市 安芸	同左:				

協議項目	専門部会	消防部会	74.新たに制度を制定する。(合併と同時) 調整の内容 75.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調

E	構	成	市	囲	村		 現	 況	調整の日本的内容
区分		津市	5			久居地区	広域消防組 合	<u> </u>	調整の具体的内容
	教急患確保送の場合を関する。 を確保送の物の関係を関する。 を対象をでは、 を対象をでは、 を対象をでは、 を対象をでは、 を対象をでは、 を対象をでは、 を対象をでは、 を対象をでは、 を対象をでは、 を対象をできる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがる。	整に、 整に、 をは調整では、 をは調整では、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 を	と 制を確立 に関する規則を は、との接した の接した の方理で の方理で の方で のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	用規定に基づ 事したとき」の ま診断したとき」の らいが特例処置を いら地方分ること。 での での での での での での での での での での	医療機関を対象を受ける。 変数を持定である。 変数を表して病性を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	院、医師会との通常を表している。 院では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	重絡調整に関する 経調をし数急患 空に域) いて) 機材の維持、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
75 救助業務等に関すること	救助消耗品の維持 救助資器材の維持 救命索発射銃の登 BC災害対応に関す 緊急消防援助隊三 津市消防受援計画	管理に関するこ。 録 検査に関する すること 重隊応援出場計 に関すること	と ること 画に関するこ		同同同同同同同				
	救助事案の通報に 隊とともに協力しなが 員は署員の中から指	ら救助活動を実施			同左				

協議項目	専 門 部 会	消防部会	77.津市の例により調整する。(合併と同時) 78.新たに制度を制定する。(合併と同時) 70.新たに制度を制定する。(合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調 笠 00 19 台 79.新たに制度を制定する。(合併と同時) 80.廃止の方向で調整する。

区分	構	成	市	町	村	の	現	況	調整の具体的内容
		津市	1*			久居地区区	広域消防組合		神罡の共体的的合
議会に関すること	項を連絡し、又は協議 遂行を図る。	岸海域における するとともに、 海	海難救助に関し 野難救助の適正が	で必要な事かつ迅速な	-				
ے	津市都市計画部開からの申請により、消用空地の確保について 査等を実施している。	防関係分の消防	が利の設置及で	ゾ消防活動	により消防水利の	の設置及び消防	活動用空地の	発業者からの申請 確保等について協 位置確認を実施。	
79 警防計画の策定及 び災害現場の巡 視、警戒に関すること	水道断水時に係る	警防計画の策定 る警防計画の策 施 D実施 害現場の巡視、警	定 警戒の実施		独居老人調査 水道断水時に 消防対象物現 危険地区調査	域警防計画 毒劇物等保有放 こ おける地水利記	周査 実施	D実施	
	市民が (50 個組織) (10 個組織	50年の間に10年の間に10年の間に10年の間に10年の間に10年の自治と 5月 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11	の市民消防隊が 議会の結成に伴 在 3隊の市民消 10月の間月1回 資機材 台東付 1級 カライト等 は、強力ライト等 は、事業計画等に か労があり、かつ で功労があり、かったか	に、市民消防隊を の各種 こと、ホース ここ、ホース ここ、5年 以 以 の 、					平成 16年 4月 1日で市民消防隊は発展的解消となる予定であるため、廃止となる。

協議項目	専門部会	消防部会	81.津市の例により調整する。(合併と同時) 調整の内容(82.現行のまま新市に引き継ぐ。 84.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調

		構			囲		<u>の</u>	 現		Amith a 17 (1 44) Lab
1	区分		 津	市			久居地区原			- 調整の具体的内容 -
81	三重県交通安全 会負担金に関す こと		 両検査時に交通安	•	として納入す	正副安全講	習会負担金として		副6,000円負担	
82	三重県高速道路 険物運搬車両事 防止対策協議会 関すること	を 三重県内も高速 対 道伊勢線、一般国 物質等運搬車両の 関 団体の通報が 任務分担、現場対	D関係する交通事 連絡系統等連絡体	用道路 を通行 故の未然防止対 制の整備、関係	する危険、有害 対策、関係機 系機関 ・ 団体の	同 左				
83	三重県緊急消防: 助隊に関すること	援 三重県内におけた 方公共団体及び消 活動の応援を行う	ける大規模又は特別 関防事務組合等の 3。年 1回訓練実施	地域を超えての	Eによって、地 D広域的な消防	同 左				
	三重県地域保健 療福祉情報ネット ワーク協議会に限 すること	地域保健医療福 参画する医療機 事項 その他、協議会の	祉情報ネットワー 関の拡大及び対象 の目的達成につい	を地域の拡大に て必要な事項	ついて必要な					
	美里ホームラント び久居市東部地 における災害発生 時の応援出動に すること	汲 災害時に久居消 図 里ホームランドの E 分遣所から、久居 出動する	、居市稲葉町)につ	いては、津市洋	肖防本部美里	について」	月1日久広消総第 日10日津消(警)第			合併により、自然解消。

協議項目	専門部会	消防部会	87.津市の例により調整する。(合併と同時)	90.新たに制度を制定する。 合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	88.新たに制度を制定する。 合併と同時) 89.新たに制度を制定する。 合併と同時)	

X	分	構	成	市	囲丁	村	0	現	況	調整の具体的内容
	<i>)</i>		津	市			久居地区広	域消防組合		神聖の英体的内台
86 航空自衛 分屯基地 動等の分 る協定に	の災害活担に関す	(津 久居 伊賀南部 津市消防本部、久居 については、それぞ	がら同時に出 耐地区広域消防 れの管轄区域内	かする。救急事む 目合から出動する について処理す	ýについては る。 予防事務 ⁻ る。	同 左				
87 市町村広 全対策連 に関する	絡協議会	協議会は、地下往 所及びその他必要と 防ぎょ対策等につい	上認める施設に対	して,予防対策	、警戒対策、	_				
業務に関	すること	無) 出動車両の び通報時の状況の選 案処理業務	予告指令業務 (D確認業務 車絡 現場到	与 無) 本拍 出動車両への現 着隊からの情報	旨令業務 (有・ 見場再確認及 B収集 事	出動指令は同星 FAXを利用しるが現場の状況	から出動指令、支 引じであるが、支援 U図面、活字情報 況が指令室でモニ	情報について が提供できる。	は、災害現場へ衛	
用業務にと	関するこ	地域住民からのり 報)提供業務。			寸する情報 (速	報)提供業務。 通信システ <i>L</i>	仏保守料含む。		せに対する情報 (速	
90 火災等の おける通 務に関す	信統制業	発災時における無	無線等の通信統制	利を行う			ける無線等の通信 への連絡等は、署			

協議項目	専門部会	消防部会	91.新たに制度を制定する。 合併と同時) 92.現行のまま新市に引き継ぐ。 調整の内容 93.新たに制度を制定する。 合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	前列 笠 (() () () () () () ()

区分	構	成	市	囲丁	村	の	現	況	調整の具体的内容
		津市	र्न			久居地区	広域消防組合	ì	神童の共体的内台 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
91 火災警報の発令 び解除の関係機 への調整業務に すること	関 以 当市での検討、調	5の通報 (火災予防 可整業務。	防上危険である	5場合)によ	都道府県知事以 消防組合で調			である場合)によ る。	
92 移動体による11番転送業務に関ること	9 携帯電話からの11す 部、伊賀南部 入転送		肖防本部 久居	広域、伊賀北			転送事案受理 <i>と</i> 管轄消防本部へ		
93 119番着信等統 業務に関すること	119番着信状況 月 携帯電話からの119 緊急通報システム 救急医療情報案内 整備申請概況 発信地表示概況 伊 無線業務関係 救急活動総合番号	年) 番 転送 伝達 X けースコール)機 概況 ミネット分) 関係	状況 送 (月 年)		通信指令室各 各種事象毎の「 理を行なう。無総	日報、月報、年	F報、処理及び(CSV処理で統計処	
務に関すること	美 画し、計画的に実施る。 ・通信機器 情報機器 ・現状 (整備申請・情・理)業務から問題点で	することによる信息 い適切な運用の 報機器の使用ソス を抽出し、将来計	頼性及び効率的 の保持 フト業務内容・ 画の企画立案	的運用を図 データの管 を行う。	画し、計画的にする。 住基台帳情報! ついては年間2回 ている。	震施することに は毎月異動者 団更新を図っ [↑]	こよる信頼性及し fのデータ更新を ている。他の目標	増設・更新等を企 が効率的運用を図 ・図っている。地図に 物等は随時更新し	
95 指令装置データ 更、更新等管理 務に関すること	受 日々変化する目標 美 更業務。	物、ナースコー川	人、各種属性デ	ー 夕の更新変	更業務。 住基データの修 収更新業務。 ゼンリンマップ ⁶	§正、追加、肖	除に伴る各市町	属性デー <i>タ</i> の更新変 [村からのデー <i>タ</i> 回	

協議項目	専門部会	消防部会	96.現行のまま新市に引き継ぐ。 97.現行のまま新市に引き継ぐ。 調整の内容 98.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	100 至 00 P3 在 198.1%1100 102 102 102 103

区分	構	成	市	囲丁	村	0	現	況	調整の具体的内容
	_	津市	<u></u>			久居地区	広域消防組合		神童の共体的内台
96 その他通信関連施 設等の修理及び維 持管理業務に関す ること	更によるデータ変更作	業。 品等を含む。)	責デー <i>タ</i> の修復	、ソフトの変	同左同左				
	無線施設、有線施設 全般について、業者に (区分98~ 100の) 委託料 = 22,344万[設、発信地表示う 保守等の委託を 業務) 円	行っている。	4系システム	区分 98~ 委託料 = 38,	100の業務) 021万円			
97 無線施設の修理及び維持管理業務に関すること		·			同 左				
98 有線施設の修理・ 維持管理業務に関 すること					同左				
	い有事の際に備える。 消防ホースの変形損 点検、整備及び修理の	傷及び破損等の)状況を記録して)ないように管理 いる。	関し、保管、	有事の際に備え 消防資機材の	さる。 保全、保管、点	検、整備に関す		
100 訓練及び演習に関 すること	あらかじめ定期訓練を実施する際には、計			た、訓練等	を実施する際に 本部教養計画	期訓練計画を策は、計画及び報に基づく訓練。	定し、実施して 告を行う。	いる。また、訓練等	

協議項目	専門部 会	消防部会	101.現行のまま新市に引き継ぐ。 104.新たに制度を制定する。(合併と同時) 102.現行のまま新市に引き継ぐ。 105.津市の例により調整する。(合併と同時)
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	調整 (ク) 内 谷 102.現行のまま新市に引き継く。 105.津市の例により調整する。 合併と同時) 103.新たに制度を制定する。 合併と同時)

E //	構	成	市	町	村	0	現	 況	知故 0.日 4.66 中京
区分		津市	市			久居地区	広域消防組合		調整の具体的内容
101 事業所、自治会等 の各種団体を対象 とした消防訓練、防 火指導業務に関す ること	事業所、自治会に対 消防団の訓練指導の 市民消防隊の訓練指 自主防災協議会の記 自衛消防隊の訓練指	の実施 指導の実施 訓練指導の実施		実施	同同同同同同				
102 事業所、自治会等 の各種団体を対象 とした救急訓練指 導業務に関すること	事業所、自治会等の の実施)各種団体を対	象とした救急	訓練指導業務	同左				
	訓練内容 陸上3種目、水上2種に出場する。 消防救助技術指導会 災害活動時に必要な 披露し、併せて救助技 体制を確立し、地域住 三重県救助指導会、 場する。	会 救助技術及び 術の相互の向 民の負託にこた	体力 気力を紙 上を図るととも こえる。	東磨した成果を に、消防救助	消防救助抗 災害活動時 投露し、併せ 体制を確立し 三重県救助	に必要な救助技術 て救助技術の相望 、地域住民の負託 指導会、東海地区	析及び体力・気. 豆の向上を図る Eにこたえる。 ☑ 救助指導会	力を練磨した成果を とともに、消防救助	
N 321 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	各所属別に年2回 (伊要に応じて空地の所有でいる。 各所属別に年間を通放火防止の注意並びに	者等に対し通続 じて空き家のか に倒壊等による	知書、指示書等 状況を調査 し 危険性の排除	等により指導し 不審者による きを促す。	,実施 (必要) より指導して(各所属別に 放火防止の注	に応じて空地の所 いる。	有者等に対し	査し、不審者による	
105 地域担当制による 消防活動 (SSA)に 関すること	各所属別に担当区域 る情報収集、防火指導 ている。	或を定め担当者 及びその他自治	fは、その区域 治会等との連	の消防に関す絡調整を図っ	_	24 / 24			

協議項目	専門部会	消防部会	1 調整の内容 1 1	106 .現行のまま新市に引き継ぐ。 107 .現行のまま新市に引き継ぐ。	
関係項目	分 科 会	消防総務分科会		108 .現行のまま新市に引き継ぐ。 109 .現行のまま新市に引き継ぐ。	110.現行のまま新市に引き継ぐ。

区分	構	成	市	囲丁	村			現	況	調整の具体的内容
		津	市			·	久居地区区	5域消防組合	- 	神神の神神の神神の神神の神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神
	害の未然防止にあれ	たる。			同左					
107 消防庁舎用地の定定に関すること	経過していることか このため、消防活 るよう 新庁舎の整	ら、施設の老朽化動の広域的な拠点 備を目指した用地	が進んでいる。 点施設としての 必選定の推進を	機能が果たせ 行う						合併後も引き続き検討している
108 指令装置の統合。 更新事務に関すること	る の一連の業務を集成 (4) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	中管理す <i>るための</i>	統合と各装置	指令システ						
すること	関 は、パッケージソフら、使用ソフトの統一 ら、使用ソフトの統一 に応じた機器の配置	7ト(一部カスタマ〜 一、接続方法、デ・ 置等情報システム	(ズ)」を採用して - 夕の管理方法 の再構築 (開発	でいることか ・及び事務量 き)を行う事業。						
110 有線施設の統合、 更新等の業務に すること	119番受報回線、 関線)等の有線回線網	専用回線 (音声、 関の再構築	データ 制御)	一般回線(局	同 左					

協議項目	専門部会	消防部会	111.現行のまま新市に引き継ぐ。 112.現行のまま新市に引き継ぐ。 調整の内容 113.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	ing 笠 02 P3 台 113.現行のまま新市に引き継ぐ。 114.現行のまま新市に引き継ぐ。

E /	 構	成	市	町	村		現	 況	四枚の日はいよウ
区分		津	市			久居地区	広域消防組合		- 調整の具体的内容
111 無線施設の統合、 更新等の業務に関 すること	発災時、受援時及での更新事業	が応援時におけ	ける通信体制の約	統合及び機器	同左				
<i>y</i> 3 CC	増大への対応 (無線局 応)	哥許可行政庁 6	Dデジタル・ナロ	一化への対	同 左				
113 その他通信関連施 設の更新等の業務 に関すること	電気設備、非常用電	電源設備、非常	常用発電設備等(の更新	同 左				
114 各消防施設の統廃 合に関すること	消防施設 ·本部 1箇所 ·消防署 2箇所 分署 4箇所 分遣所 3箇所(1箇所は平成 1	1 6年度完成予定	?)		所 箇所 箇所			合併後も引き続き検討していく

協議項目	専門部会	消防部会	115.現行のまま新市に引き継ぐ。 116.廃止の方向で調整する。 117.廃止の方向で調整する。 110.廃止の方向で調整する。
関係項目	分 科 会	消防総務分科会	前 笠 0) P3 台 117.廃止の方向で調整する。 119.廃止の方向で調整する。

区分	構	成	市	町	村	<u>の</u>	現	 況	四数の日本的中央
		津	市			久居地区	広域消防組合		調整の具体的内容
115 消防署の建替えに 関すること	中消防署の建て替え 現津市消防本部庁舎 て設置されている。 津市消防本部管内の 較すると約2割増加い 雑多様化してきておい いるものの、現中消防 著しいことから、建て替 消防署機能の充実強化	は消防本部 る 人口は昭和4 ており、近年で 特に救急のと 署は建築後30 えを行い、津	8年の広域消 は、火災・救 出動件数は著 9年が経過し	が開始時点と比 急救助事案が複 もしく増加してきて 施設の老朽化も	-				合併後も引き続き検討している。 中消防署庁舎以外の施設についても、老朽化していることから併せて検討する。
116 議会に関すること	-				議会運営に関 総務課で実施。				合併までに解散する。
117 組合議会に関すること	-				議会に関するる総務課で行って				合併までに解散する。
118 監査委員に関する こと					総務課で行って		対程により 監査	査委員2名を置く	合併までに解散する。
119 公平委員会に関すること					公平委員会				合併までに解散する。
120 公告式条例に関すること	-				条例の公布等				合併時に廃止する。

協議項目	専門部会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

	l .				· L	
		 構	成 市 町	村の	現 況	
区分		久居市	河芸町	芸 濃 町	美里村	安濃町
121 消防団の組織に関すること ※協議会協議項目	①消防団組織に関する規定等 津市条例により、消防団の組織、 消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例の施行に関して必要 な事項を定めている。 消防団長、副団長、分団長の任期 は4年とする。ただし、再任すること を妨げない。	①消防団組織に関する規定等 久居市条例により、消防団の 織、階級等について定めている 消防団の組織、消防団員の陥 訓練、礼式、服制及び条例の別 に関して必要な事項を定めてし	①消防団組織に関する規定等 河芸町消防団条例、規則により、 消防団の組織、階級等について定 諸級。めている。 消防団の組織、消防団員の階級	①消防団組織に関する規定等芸濃町条例により、消防団の組織、階級について定めている。芸濃町消防団は5つの分団に分かれている。 可長の任期は4年である。ただし再任は妨げない。 団長は、副分団長以上の幹部により選任される。 副団長は団長が指名する。	①消防団組織に関する規定等 美里村消防団設置規則により、消 防団の組織、階級等について定め ている。 消防団の組織、消防団員の階級、	①消防団組織に関する規定等
	②消防団員数、階級 団 長:1人 副団長:5人 分団長:22人 副分団長:17人 部 長:43人 班 長:76人 団 員:276人 計440人	②消防団員数、階級 団 長:1人 副 団長:6人 分団長:11人 副分団長:11人 分団部長:22人 班 長:57人 団 員:163人 計271人	②消防団員数、階級 団 長:1人 副団長:2人 分団長:5人 副分団長:3人 班 長:22人 団 員:142人 計175人	②消防団員数、階級 団 長:1人 副団長:1人 分団長:5人 副分団長:5人 部 長:5人 班 長:13人 団 員:75人 計105人	②消防団員数、階級 団 長:1人 副団長:2人 分団長:4人 副分団長:4人 班 長:12人 団 員:80人 計103人	②消防団員数、階級 団 長:1人 副団長:5人 副分団長:3人 部 長:6人 班 長:11人 団 員:90人 計117人
	団本部・統括分団 新町分団・統在分団・敬和分団 橋北分団・栗真分団・白塚分団 一身田分団・天里分団 高野尾分団・安東分団 櫛形分団・片田分団・神戸分団 橋南分団・藤水分団 高茶屋分団・雲出分団	団本部 第1分団·第2分団·第3分団 第4分団·第5分団·第6分団 第7分団·第8分団·第9分団 第10分団·第11分団	団本部 第1分団·第2分団·第3分団	団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団	団本部 第1分団・第2分団・第3分団	団本部 第1分団·第2分団·第3分団
122 消防団の叙位、叙 勲に関すること	叙位、叙勲候補者の功績調 書、消防関係履歴書、一般履歴 書の作成事務及び具申事務	同左	同左	同 左	同左	同左
123 消防団の表彰に関すること	消防団員がその職務遂行にあたり功労が特に顕著であると認めた時は、それぞれの功労に対して、消防庁長官表彰、日本消防協会長、三重県知事、三重県消防協会会長、中勢支会長、津市長表彰及び感謝状等を授与している。	同 左	同左	同 左	同 左	同 左

様式4

調整の内容

121.

122. 現行のまま新市に引き継ぐ。

123. 新たに制度を制定する。(合併と同時)

構	成 市	町	村	の現	況	調整の具体的内容
香 良 洲 町	一志			山 町	美 杉 村	
①消防団組織に関する規定等 香良洲町条例により、消防団の組 織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、 訓練、礼式、服制、及び条例の施行 に関して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長、分団長、副分 団長、部長の任期は4年とする。た だし、再任することを妨げない。	は2年とする。ただし を妨げない。 団長(1名)副団長 名)副分団長(14名)	、分団長の任期 、再任すること (2名)分団長(4 部長(14名)班 名)計218名	の組織、階級等る。 消防団の組織 調の 加速 入	条例により、消防にについて定めてい 、消防団員の階級制、及び条例及び外で必要な事項を定 団長、分団長、副名	消防団の組織、消防団員の階 級、級、訓練、礼式、服制、及び条例及 規 提 を定めている。 消防団長、副団長、分団長、副分 団長、部長、班長の任期は4年とす る。ただし、重任することを妨げな	
②消防団員数、階級 団 長:1人 副団長:2人 分団長:6人 副分団長:5人 部 長:5人 班 長:9人 団 員:63人 計91人	②消防団員数、階級団 長:2人 副団長:2人 副団長:4人 副分団長:14人 班 長:38人 団 員:145人				②消防団員数、階級 団 長:1人 副団長:2人 分団長:7人 副分団長:7人 部 長:28人 班 長:69人 団 員:227人 計341人	
③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団 第4分団	·第3分団	③分団 団本部 第1分団・第2 第4分団・第5	分団·第3分団 分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団・第6分団 第7分団	
同左	同左		同左		同左	・合併までに各消防団員の叙勲候補者の一覧表を作成する。
同 左	同 左		同 左		同左	・新市の消防団条例・消防団の組織等に関する規則を作成する。

様式4

協議項目				専 門 部 会	消防	 ·部会
関係項目				分 科 会	 消防総系	
区分		構成	市町	村の	現況	
	津 市	久居市	河 芸 町	芸 濃 町	美里村	安濃町
124 消防団の福利厚生に関すること	消防団の活性化対策の一環として、団員1名1,000円の年会費により次の事業を実施している。 会員相互間の親睦及び福利	消防団の活性化対策の一環として、団員1名800円の年会費により次の事業を実施している。 会員相互間の親睦及び福利 厚生に関すること。香典料、見舞 金の給付に関すること。その他 本会の目的達成に必要な事項	一	同左	同 左	同左
	③消防団員の健康診断に関すること 津市消防団年間事業計画に 基づき、団員の健康管理及び健 康増進のため、全団員を対象に 定期健康診断を実施している。	●●●毎●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●<td>_</td><td></td><td></td><td></td>	_			

調整の内容

124. 津市の例により調整する。(合併と同時)

15+	<u> </u>	++ 6 70	, n	
構	成市町	村の現	況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美 杉 村	
①消防団の互助会に関すること 会員相互間の親睦及び福利厚 生に関すること。香華料、見舞 金、退団記念品料の給付に関す ること。その他本会の目的達成 に必要な事項				・消防団の互助会の内容等については新消防団発足後定める。・消防団員の健康診断については津市の例による。
同左	同 左	同 左	同 左	
		_	_	
	_			

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

				万 件 云	יטאו נען דוי	第77件云
		構成	市町	村の	現況	
区 分	津市	久居市	河 芸 町	芸濃町	美里村	安濃町
125 消防団の報酬、報償に関すること ※協議会協議項目	1消防団員の報酬 団 長:74,500円 副団長:61,000円 分団長:37,000円 副分団長:37,000円 部 長:29,000円 班 長:29,000円 団 員:28,500円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長:92,000円 副 団 長:55,500円 分 団 長:42,600円 副分団長:27,000円 分団部長:24,100円 班 長:20,700円 団 員:19,600円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長:155,000円 副 団 長: 91,000円 分 団 長: 65,000円 副分団長: 53,000円 班 長: 31,000円 機械班長:31,000円	①消防団員の報酬(年額) 団 長: 155,000円 副 団 長: 91,000円 分 団 長: 62,000円 副分団長: 42,500円 部 長: 28,500円 班 長: 28,500円 団 員(機関手): 26,500円 団 員(一般): 22,000円	①消防団員の報酬 団 長:155,000円 副 団長:91,000円 分 団長:54,000円 副分団長:42,500円 班 長:29,000円 機関士:27,500円 団 員:22,000円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長:155,000円 副団長:91,000円 分団長:62,000円 副分団長:42,500円 部 長:32,000円 班 長、自動車運転手:27,000円 機 財士:26,000円 団 員:22,000円 (年額)
	②消防団員の費用弁償・出動手当 団員が水火災その他の災害に出 動した場合:1回3,800円 水火災その他の災害の予防又は 警戒に出動した場合:1回3,500円 教育及び訓練に出動した場合:1 回3,300円 消防ポンプ自動車等の手入れ業 務に従事した場合:1回1,250円	②消防団員の費用弁償・出動手当 団員が水火災その他の災害に出 動した場合:1回3,100円 水火災その他の災害の予防又は 警戒に出動した場合:1回3,100円 訓練に出動した場合:1回2,900円	②消防団員の費用弁償・出動手当 団員が水火災その他の災害に出 動した場合:1回3,700円 水火災その他の災害の予防又は 警戒に出動した場合:1回3,700円 教育及び訓練に出動した場合:1 回3,700円 消防ポンプ自動車等の手入れ業 務に従事した場合:1回3,700円	②消防団員の出動手当等水火災出動等(1出動当り) 3,700円機関整備手当(1回当り) 4,200円	②消防団員の費用弁償・出動手当 団員が水火災その他の災害に出 動した場合:1回3,700円、 水火災その他の災害の予防又は 警戒に出動した場合:1回3,700円 訓練に出動した場合:1回3,200円	②消防団員の費用弁償:出動手当 団員が水火災その他の災害等に 出動した場合:1回3,700円 水火災その他の災害の予防又は 警戒に出動した場合:1回3,700円 教育及び訓練に出動した場合:1 回3,700円 消防ポンプ自動車等の手入れ業 務に従事した場合:1回3,100円(但 し、現場において業務に従事した者 に支給)
	③消防団員の退職報償金 非常勤消防団員として5年以上 勤務して退職した者に対して階級ご とに条例で定める金額を支給してい る。	③消防団員の退職報償金 非常勤消防団員として1年以上 勤務して退職した者に対して階級ご とに条例で定める金額を支給してい る。		③退職報償金 同 左	③退職報償金 同 左	③退職報償金 同 左
	④消防団員の公務災害補償 非常勤消防団員が公務により死 亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務により負傷若しくは疾病にかりり、不は少死亡、若しくは障害の状態となったとき、損害補償を受けるべき者に対して、条例により損害補償する。 療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、集祭補償		④消防団員の公務災害補償 同 左	同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左
		⑤久居市消防団の活動に関すること 消防団員については、各分団毎 に毎月1回分団詰所にて機械器具 点検を実施している。 ラッパ隊員については、毎月1~2 回ラッパ隊訓練を行っており、出初 式・春季訓練を行って紹る。 機関員報酬: 年額6,800円 ラッパ隊報酬: 年額8,800円	団本部 12万円 各分団 10万円 を年額として支給している。	⑤消防団運営交付金 消防団を運営するにあたっては、 分団単位で会議を行なったり、親睦 を図ったりすることが必要になる場 合がある。 また、消防団幹部同士の懇親、他 消防団や中勢支会などの交流で必 要になる経費などを負担するために 消防団運営交付金を設けている。 年額1,100,000円(内458,000円は 分団運営費として、各分団に交付)	_	

調整の内容

125.

一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本				
一		成 市 町	村の現	況
回 長 : 77,000円 副 回 長 : 77,000円 副 回 長 : 77,000円 副 回 長 : 55,000円 分回 長 : 44,000円 副 回 長 : 55,000円 分回 長 : 44,000円 副 回 長 : 55,000円 分回 長 : 44,000円 副 列	香良洲町	一志町	白 山 町	美 杉 村
回員が水火災その他の災害に出	団 長: 77,000円 副 団 長: 55,000円 分 団 長: 44,000円 副分団長: 30,000円 部 長: 22,000円 班 長: 20,000円	団 長: 77,000円 副 団 長: 55,000円 分 団 長: 44,000円 副分団長: 30,000円 部 長: 22,000円 班 長: 20,000円	団 長: 77,000円 副団長: 55,000円 分団長: 44,000円 副分団長: 30,000円 部 長: 22,000円 班 長: 20,000円	団 長:130,000円 副団長:98,000円 分団長:83,000円 副分団長:59,000円 部 長:54,000円 班 長:49,000円
同 左	団員が水火災その他の災害に出 加た場合:1回3,000円 水火災その他の災害の予防又は 考戒に出動した場合:1回3,000円 教育及び訓練に出動した場合:1 到3,000円 消防ポンプ自動車等の手入れ業	出動手当:1回3,000円 幹部会議:25名×2回×5,000円 本部会議:7名×2回×5,000円 教育訓練(消防学校)1日5,000円	団員が水火災その他の災害に出動した場合:1回3,000円 水火災その他の災害の予防又は 警戒に出動した場合:1回3,000円 教育及び訓練に出動した場合:1 回3,000円 消防ポンプ自動車等の手入れ業 務に従事した場合:1月2,500円	委員会の委員等に支給する旅費に関 する基準に基づき幹部会開催等に支給 ラッパ手手当・自動車運転手手当・機 関手手当:月額3,100円 団員が水火災その他の災害に出動し に場合:1回5,300円(出動時間が10時 間以上の場合は2回分、ただし、深夜22 時から5時までは、1時間を2時間とみな す。) 消防学校入学等研修:日額11,000円 年末警戒に出動した場合:1回7,200円
同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左			③退職報償金	3消防団員の退職報奨金
消防団員は、各語所に詰めて、 機械器具手当:年額(小型ポンプ: 消防団員は、月2回各語所(白山町は 消防団員は、毎月1日・15日に各語 自動車ポンプ及び小型動力ポンプ 16台×5,000円)(積載車:4台 現在5語所)に詰め、自動車ポンプ及び 所(美杉村には現在31語所)に詰め、自動車ポンプ及び 所(美杉村には現在31語所)に詰め、				
2.01. 1 (日 1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	消防団員は、各語所に詰めて、 国動車ポンプ及び小型動力ポンプ をびに資機材等の点検を行い、火 を発生時等出動している。そこで、 消防団員の活動費として次のとおり 反給を行っている。 団本部 800,000円 1分団につき70,000円 携帯電話助成 分団長以上 10,000円×8人	機械器具手当:年額(小型ポンプ: 16台×5,000円)(積載車:4台 ×25,000円)(自動車ポンプ:2台 ×37000円) ラッパ班手当:年額90,000円 夜警手当:年額18箇所×20,000	消防団員は、月2回各語所(白山町は 現在5語所)に詰め、自動車ポンプ及び 小型動力ポンプ並びに遺機材等の点検 を行い、火災発生時等出動している。 又、各分団より選抜した団員により、ラッ が班を編成し、月2回の練習を行い、ラッ が期を編成し、月2回の練習を行い、る。 で、消防団員・ラッパ班の活動費(食料 費)として次のとおり支給を行っている。 ・各分団活動助成金 1分団当たり 90,000円 ・物ででは、100円である。 ・機関士手当:1月2500円	消防団員は、毎月1日・15日に各結 所(美格村には現在31詰所)

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関 係 項 目	分 科 会	消防総務分科会

区	分					市	町	村	<u>の</u>	現況	
_		津	市	久 居			芸 町		芸 濃 町	美 里 村	安濃町
126 消防団の関するこ	٤	全国春季のは、各番のでは、各番のでは、各番のでは、各番のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	レードし、火災予 いる。	了後に、各分団別車により市内全場ドし、火災予防を る。	春秋季訓練終 削に消防団積 戴を防火パレー 呼びかけてい	火災・犯罪が 消防火パレード 予防を呼びか	トカーにより町内を し、火災予防・犯罪	.11月:防火 いる。	パルードを実施して	防火パレードし、火災予防を呼びかけている。	間中に、消防車両により町内一円を防火パレードし、火災予防を呼びかけている。
			発生しやすい時 所で待機し管内 。	②消防団年末特年末の火災が詰まる。 12月29日から	発生しやすい時 近で待機し管内	津市に同じ		年末の火 に、各分団 を巡回警戒	F末特別警戒 災の発生しやすい時 が話所で待機し管内 なする。 日から31日		②消防団年末特別警戒 年末の火災の発生しやすい時 に、幹部が役場で待機し管内を 巡回警戒する。 12月28日から30日

調整の内容

126. 新たに制度を制定する。(合併と同時)

構	成	市		町	村	の		現	況			調整の具体的内容
香良洲町		一志	町			白山	-			美大		
①消防団の防火・広報パレード 全国春季火災予防運動期間中 に、町内一周を消防車両により 防火パレードし、火災予防を呼び かけている。					①消防団の 全国春季 に、各方面	の防火・ ・火災予 i隊別に i火パレ	広報・防運動・消防車	動期間中 車両によ	全国 期間中 により管	i団の防火 春季・秋季 に、各分[管内を防り	・広報パレード 火災予防運動 団別に消防事庫 パレード等実 ・呼びかけてい	レードの内容については、合併後消防団の会議においてその内容等を検討する。
	年末の に、各分 を巡回警	団年末特別 火災の外 ではがきる。 18日から	Ě生しや fで待機	すい時	津市に同	ic			津市(こ同じ		

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

	× × × ×	-								/,	171			11193 4/0.	227112
-	- A					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ī Ĵ	 市	町	村			現	 況	
2	⊠ 分		津	市	久」	居 市		河 芸 町	Г	± ± ±	芸 濃 町		美	里村	安 濃 町
	防団の教育訓 関すること	 対し 員と	消防団員とし ・て、消防団	団員の研修 、て入団したものに の組織、消防団 、基礎訓練等に 、ている。	①消防団新入団 春季訓練の時 訓練を実施して	計に新入団員格	きで 消防団動 対して、消 員としての	新入団員の 員として入団 防団の組織 心得、基礎 多をしている	したものに は、消防団 訓練等に	①新入団員 入団後3年 に年1回、基	F未満の団	€施してい	消防団員と対して、消防	、団員の研修 :して入団したものに 団の組織、消防団 得、基礎訓練等に :している。	①消防団新入団員の研修 津市消防職員指導のもと 消防団員として入団したものに対して、消防団の組織、消防団 員としての心得、基礎訓練等について研修をしている。
		が 練、 とに 科、	消防出初式 方面隊研修 た、三重県	期訓練、防災訓 【及び各方面隊ご 多を実施している。 消防学校へ幹部 なび一日入校へ適	訓練、出初式、 実施している。	季訓練、水防 防災訓練、秋季 春季幹部訓練る 消防学校へ普 導員科及び一日	訓 夏期訓経 練、消防出 を に操法訓経 また、三 通 科、指導員	東を実施して 重県消防学 科及び一E	東、秋期訓 各分団ごと こいる。 全校へ幹部	導員科に派機関手訓線 火災防御訓	防学校の幹 遣している。 棟、夜間訓練	部科、指 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	初式等の訓練 また、三重 科、指導員科 宜派遣してい	防災訓練、消防出東を実施している。 県消防学校へ幹部 及び一日入校へ適	②消防団員の教育訓練 津市消防職員指導のもと 夏期訓練、防災訓練、消防訓 練、消防出初式等を実施してい る。 また、三重県消防学校へ幹部 科、指導員科及び一日入校へ適 宜派遣している。
		消 め、		て認識を深めるた 地都市の消防情		として認識を決 先進地都市の決	深 幹部消防 消 めるため、	員の視察研 坊団員として 毎年先進地 を視察研修し	認識を深め都市の消	識を深めるが	部(分団長りため、毎年、 機関、企業	以上)の認 先進地 の視察研	めるため、隔	D視察研修 員として認識を深 年で先進地都市の E視察研修してい	③消防団員の視察研修 幹部消防団員として認識を深めるため、毎年先進地都市の消防情勢等を視察研修している。
	規模訓練等にること	水 会 刻 习	防訓練、夏 夏期訓練、防	に関すること 期訓練、中勢支 5災訓練、消防出 対会及び後方支援	①大規模訓練に 春季訓練、水 練、中勢支会夏 災訓練、秋季訓 部教養訓練等	防訓練、夏期調 期訓練、総合[訓 地震防災 防 教育訓練、	炎訓練に関 炎訓練、秋 ・中勢支会 『	季訓練、新	①大規模訓 夏期訓練 練、防災訓絲	、中勢支会	夏期訓	夏期訓練、	東に関すること 中勢支会夏期訓 :、消防出初式等	①大規模訓練に関すること 夏期訓練、中勢支会夏期訓 練、防災訓練、消防出初式等
		する よ り、」	こと :記訓練を乳	ける安全管理に関 実施するにあた 管理を徹底し事	同左		同 左			同 左			同左		同 左

調整の内容

127. 現行のまま新市に引き継ぐ。 128. 新たに制度を制定する。(合併と同時)

構	成	市	町	村	の	現	況	調整の具体的内容
香良洲町		志町		_	山田	Ţ	美 杉 村	- 調金の共体的内分
①消防団新入団員の研修 消防団員として入団したものに対して、消防団の組織、消防団員としての心得、基礎訓練等について研修をしている。	①消防団新月 7月の町夏 施している。			①初任者訓練 消防団員に の訓練を3年 ない。	入団し		①消防団指揮者及び初任者夏 期研修 指揮者(班長以上の職)及び 消防団員として入団したものに 対して、消防団の組織、消防団 員としての心得、基礎訓練、礼 式、点検等について夏期研修会 を実施している。	・新入団員研修及び教育訓練については、現行どおり移行し各消防団単位で実施する。 ただし、研修・訓練の内容については、津市の例によるほか、訓練準則を基に、各市町村の好事例を参考に統一する。 三重県消防学校への派遣については、新市において年次計画を作成したうえで行う。 ・視察研修については、新市において実施方法及び参加対象を再検討したうえで実施
②消防団員の教育訓練 水防訓練、夏期訓練、防災訓練、消防出初式及び研修を実施 している。 また、三重県消防学校へ幹部 科、指導員科及び一日入校へ適 宜派遣している。		普通科•幹	部科)へ	②消防団員の初任者訓練、消防団員の訓練、消防団員の訓練、消防出にる。 また、三重県派遣している。	、夏期 切式、 訓練を 以消防	訓練、防災 ラッパ手訓 実施してい	②消防団員の教育訓練 夏期訓練、防災訓練、消防出 初式を実施している。 また、三重県消防学校の普通 科、幹部科教育へ入校してい る。	する。
_	こと。 本部(7名)I る。	に対して実	ミ施してい	③消防団員の 幹部消防団 めるため、毎 ⁴ 消防情勢等を る。	員として F、先進	て認識を深 地都市の	③消防団員の視察研修 幹部消防団員として認識を深めるため、先進地の消防情勢等 を視察研修している。	
①大規模訓練に関すること 水防訓練、夏期訓練、夏期訓練、防災訓練、消防出初式、訓練等	①大規模訓練 ・夏棋機線(機 員別機線(員別機線)・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	法大会(2 食・通常点标 川練) 機械器具点 東) 也元訓練の	年に1回) 食・新入団 i検・通常	①大規模訓練 消防団夏期 期訓練、総合 出初式等	訓練、	中勢支会夏	①大規模訓練の企画立案 夏期訓練、中勢支会夏期訓 練、総合防災訓練、消防団出初 式等	・大規模訓練については、新市として一括で実施するものとし、各消防団の代表が参加するものとする。 必要に応じ、各消防団単位で個別訓練を行う。 ・訓練時における安全管理に関することは、津市の例により調整する。
同 左	同 左			同 左			同左	

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

		構成	市町	村の	現況	
E 2	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安濃町
129 水防訓練に関すること		工法等の水防工法の構築訓練と 水難救助訓練を併せて実施して いる。	①水防訓練に関すること 町主催の地震防災訓練時に、 河芸町、消防署、消防団、自主 防災組織、地域住民等が参加して、積み土のう工法、植打ち積み土のう工法、 原輸工法等の水防工法の構 築訓練と水難救助訓練を併せて 実施している。		①水防訓練に関すること 出水期を前に美里村、美里分 遺所、消防団、自主防災協議 会、地域住民等が参加して、積 み土のう工法、連結水のう工法、 抗打ち積み土のう工法、月の輪 工法等の水防工法の構築訓練と 水難救助訓練等の訓練を(美里 村総合防災訓練にて)計画して いる。	①水防訓練に関すること 町防災計画を基に随時水防訓 練を行う。 例年行ってはいない。
130 三重県消防協会中 勢支会夏期訓練に 関すること	中勢地区12消防団が一同に会し、礼式訓練、小型ポンプ操法、水シブ車操法、救急法等の訓練を実施する.	同左	同左	同左	同左	同左
131 消防車輌購入事業 に関すること	車輌更新基準 ・本 部 消防車12年以上 特殊車15年以上 救急車10年以上又は8万km その他10年以上又は10万km ・消防団:15年以上	車両更新基準 ・一 ・消防団:10年以上	_	_	_	_
132 保険に関すること	·火災保険 消防緊急通信指令施設 消防庁舎 消防団車庫 水防備蓄資機材倉庫 ·自動車保險 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険	 火災保険 消防団詰所 稲葉水防倉庫 ・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険 	 火災保険 消防団詰所 分署庁舎 ・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険 	火災保険 分署庁舎・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険	・火災保険 分遣所庁舎・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険	• — • 自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険

調整の内容

129. 新たに制度を制定する。(合併と同時)

- 130. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)
- 131. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 132. 新たに加入する。(合併と同時)

構	成	市	町	村	の	現	況			調整の具体的内容
香良洲町	-	- 志 町			白山町			美 杉	村	
①水防訓練に関すること 例年、出水期を前に香良洲分 遺所、消防団、自主防災協議 会、地域住民等が参加して、積 み土のう工法、連結水のう工法、 杭打ち積み土のう工法、月の輪 工法等の水防工法の構築訓練と 水難救助訓練を併せて実施して いる。				① 町隊が結工水い、一下、一下、一下、一下、一下、一下、一下、一下、一下、一下、一下、一下、一下、	地震防災語防署、消防 防署、消防 災組織、地 、積み土の 法、杭打ち 水防工法の	訓練時に、 団、自衛 域住民等 う工法、連 積み土の D構築訓練	_			・新市として一括で実施するものとし、各消防団の代表が参加するものとする。 必要に応じ、各消防団単位で個別訓練を行う。
同 左	同 左			同左			同 左			・県の支会再編を待ってから調整する。
_	_			_			_			・車輌配備 現存の団車輌は、合併しても旧市町村単位でそのまま移行する。
										・新しい団車輌の購入については、合併後に新規車輌購入計画を策定する。
·火災保険 分遣所庁舎 水防資機材備蓄倉庫	•-			•			•-			・各対象物に加入漏れは無いか確認し、全て加入する方向で調整する。
·自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険		検 負害賠償責 [∙] 員害共済保			険 員害賠償責 員害共済保				賞責任保険 斉保険	

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

					成	市	町	村	<i>o</i>	現 況	
区	分	津	市	久 厄	引 市	河	芸 町	芸;	農町	美 里 村	安 濃 町
133 旅費に関	すること	①旅費に関する 「津市職員等の 条例」に基づく。	こと)旅費に関する	①旅費に関する。 「久居市職員の 条例」に基づく。		①旅費に関する 「河芸町職員の 条例」に基づく。	D旅費に関する	①旅費に関する 芸濃町消防団 3条の規定に基	に関する条例第	①旅費に関すること 「美里村職員等の旅費に関す る条例」に基づく。	①旅費に関すること 「安濃町職員の旅費に関する 条例」に基づく。
134 水防関連すること		①水防資機材・デ連結水のう、ゴコップ、掛矢、ツル維持管理	Łのう袋、杭、ス	①水防資機材・消 土のう袋、杭、 ツルハシ、鎌等の	スコップ、掛矢、	①水防資機材・ 水のう、土のう 矢等の維持管理	5袋、スコップ、掛	①水防資機材・ 土のう袋と砂を		①水防資機材・消耗品の管理 土のう袋と砂を備蓄している。	①水防資機材・消耗品の管理 土のう袋、杭、スコップ、ツル ハシ、鎌等の維持管理
			の水防資機材備 動所の砂ストック	②水防倉庫の維 管内7箇所の7 倉庫の維持管理	水防資機材備蓄		災備蓄倉庫の維	_		_	②水防倉庫の維持管理 管内1箇所の水防資機材備蓄 倉庫の維持管理
135 三重県消 勢支会負 すること	が協会中 担金に関	三重県消防協: に基づき、三重県 支会へ分担金を		同左		同左		同 左		同左	同左

調整の内容

- 133. 津市の例により調整する。(合併と同時)
- 134. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 135. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)

構	成	市	町	村	の	現	況		調整の具体的内容
香 良 洲 町		一志町			白山田	Ţ	身	€ 杉 村	
①旅費に関すること 「香良洲町職員等の旅費に関する条例」に基づく。	職員に	関すること 関レては「一: 関する条例 _.	志町職員等	①旅費に関 「職員の放基づく。	すること な費に関す	る条例」に	①旅費に関		・人事部会の調整結果による。
①水防資機材・消耗品の管理 土のう袋、スコップ等の維持管理	①水防資杭、土0	機材		①水防資機 土のう袋 理		品の管理 等の維持管		材・消耗品の管理 スコップ等の維持管	・備品については、現状どおりの維持管理するという方向で調整する。 ・調整が完了するまでは現行どおりとする。
②水防倉庫の維持管理 管内3箇所の水防資機材備蓄 倉庫の維持管理	②水防倉 2箇所(庫 高野・庄村)		②水防倉庫 役場本 原管理		⁷ 理 含庫の維持	_		
同左	同左			同左			同 左		・県の支会再編を待ってから加入する。

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

区分		構成	市町	村の	現 況	
	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
٤ ١١٥/١٥/١٥	消防活動に必要な体力、気力の練成や高度な知識、技術を習得させるため、消防団員を三重県消防学校へ入校させている。そのため、三重県消防学校へ入校負担金を支払っている。	同 左	同左	同左	同左	同 左
関すること	①消防団員の服務に関すること 団長の招集によって出動し、職務に 従事するものとする. ただし、招集を受 けない場合であっても、水火災その他の 災害の発生を知った時は、直ちに出動 し職務に従事しなければならない. 10日 以上居住地を離れるときは、届けなけれ ばならない. 団員は職務上知り得た秘 密を他にもらしてはならない等	同左	同 左	同 左	①消防団員の服務に関すること 消防団は村長の許可を得ないで村の 区域外の水火災その他の災害現場に 出場してはならない。水火災その他の 災害現場に到着した消防団は、設置機 械器具及び資機材を最高度に活用して 生命身体及び財産の救護に当たり損び を最小限度止めて水火災の防ぎょ及 鎮圧に努めなければならない。消防団 長指揮の下に行動しなければならない 等	従事するものとする ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知った時は、直ちに出動し職務に従事しなければならない、10日以上居住地を離れるときは、届けなけれ
	②消防団員の被服に関すること 作業服(夏・冬)、帽子、編上靴、防寒 衣、雨ガッパ、ベルト等貸与している。幹 部については、制服、制帽も併せて貸 与している。	プ、編上靴、ハッピ、雨ガッパ、ゴム長靴		②消防団員の被服に関すること 作業服(夏・冬)、帽子、ゴム長靴、防 火衣、ベルト等を貸与している。幹部(分 団長以上)については、制服、制帽も併 せて貸与している。		②消防団員の被服に関すること 作業服(夏・冬)、アポロキャップ、防 寒衣(部長以上幹部のみ)、ベルト等貸 与している。正副団長については、制 服、制帽も併せて貸与している。 安全靴についても支給している。
	③消防団の消耗品に関すること 消防団使用の消耗品(乾電池、訓練 用軍手、紙コップ等)の購入事務	③消防団の消耗品に関すること 消防団使用の消耗品の購入事務	_	③消防団の消耗品に関すること 消防団使用の消耗品(訓練用軍手、 紙コップ等)の購入事務	③消防団の消耗品に関すること 消防団使用の消耗品(乾電池、訓練 用軍手、紙コップ等)の購入事務	③消防団の消耗品に関すること 消防団使用の消耗品(乾電池、訓練 用軍手、紙コップ等)の購入事務。
	④消防団員の辞令交付に関すること 新入団員及び再任者に対する辞令交付事務	④消防団員の辞令交付に関すること 新入団員及び昇格者に対する辞令交付事務	④消防団員の辞令交付に関すること 新入団員及び再任者、昇格した幹部 に対する辞令交付事務	津市に同じ	河芸町に同じ	津市に同じ
	⑤消防団の施設備品に関すること 消防団車庫の建設、備品等の購入事 務及び維持管理 年1回各分団の備品 検査を実施している。	⑤消防団の施設備品に関すること 消防団車庫の備品等の購入事務及 び維持管理、年1回各分団の備品検査 を実施している。 ・河川監視カシラシステム 赤川(須ヶ瀬町内:1基)の河川映像 を電波無線を利用して提供 (第10分団詰所のモニターで監視)	⑤消防団の施設備品に関すること 消防団車庫の建設、備品等の購入事 務及び維持管理	⑤消防団の施設備品に関すること 消防団車庫の建設、備品等の購入事 務。なお、消防団車庫の管理は各分団 が行っている。		⑤消防団の施設備品に関すること 消防団車庫の建設、備品等の購入事 務及び維持管理等
	6消防団の会議に関すること 消防団幹部28名による消防団幹部会 議をおおむね2ケ月に1度実施している。	⑥消防団の会議に関すること 消防団幹部18名による消防団幹部 会議をおおむね1ケ月に1度実施している。	6消防団の会議に関すること 消防団幹部31名による消防団幹部 会議をおおむね2ケ月に1度実施してい る。	6消防団の会議に関すること 消防団幹部7名による消防団幹部会 議を4月、7月、8月、12月の大きな訓 練前に行っている。	(高消防団の会議に関すること 消防団幹部11名による消防団幹部会 議をおおむね2ケ月に1度実施している。	⑥消防団の会議に関すること 消防団幹部16名による消防団幹部会 議をおおむね6・8・2・3月に実施してい る。
	⑦消防団の庶務に関すること 上記以外の庶務に関する事務を実施 している。	同 左	同左	同 左	同 左	同左

調整の内容

136. 現行のまま新市に引き継ぐ。 137. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度)

構	成 市 町	村 の 現	況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美 杉 村	神雀の共体の内容
同左	同 左	同 左	同左	・消防職団員の消防学校等入校計画を作成し、計画的に教育訓練を行う。
同左	同左	同左	同左	・消防団の服制については、合併後3年を目途に統一した服制に更新する。 ・消防団の消耗品については、合併時から統一して支給するが、現有の物はそのまま現行のまま継続する。 ・消防団員の辞令交付方法については、津市の例による。分団長以上は本部で行い、それ以外の者は各旧市町村の消防団単位で行う。
②消防団員の被服に関すること 作業服(夏・冬)、帽子、編上靴、雨 ガッパ、ベルト等貸与している。幹部(分 団長以上)については、制服、制帽も併 せて貸与している。		②消防団員の被服に関すること 作業服、制服、盛夏服、帽子、アポロ キャップ、安全靴、ベルト等を団員全員 に貸与している。		・消防団の会議の方法・構成員等については、合併後に消防団で決定する。・消防団の視察研修については、合併後に消防団で決定する。
③消防団の消耗品に関すること 消防団使用の消耗品(乾電池、訓練 用軍手、紙コップ等)の購入事務	③消防団の消耗品に関すること 消耗品の購入	③消防団の消耗品に関すること 消防団使用の消耗品の購入事務	③消防団の消耗品に関すること 消防団使用の消耗品(乾電池、訓練 用軍手、紙コップ等)の購入事務	
同左	同左	久居市に同じ	津市に同じ	
⑤消防団の施設備品に関すること 消防団車庫の建設、備品等の購入事 務及び維持管理、年1回各分団の備品 検査を実施している。	⑤消防詰所・施設備品に関すること (H13年度1詰所立替)	⑤消防団の施設備品に関すること 消防団車庫の備品等の購入事務及 び維持管理.各分団で月2回の備品点 検を実施している。	⑤消防団の施設備品に関すること 消防団結所兼格納庫の建設、備品等 の購入事務及び維持管理	
る 。	⑥消防団の会議に関すること (本部会議・正副団長、分団長・7名・年2 回)(幹部会議・正副分団長、正副分団 長・25名・年2回)	による消防団幹部会議を1ヶ月に1回実施している。	る 。	
同 左	同左	同 左	同左	

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

	T					
区分		構成	市町	村の	現況	
	津市	久居市	河 芸 町	芸 濃 町	美里村	安 濃 町
138 一般住宅の防火診 断業務に関するこ と	年間の防火診断実施計画により毎月所轄別に防火診断を実施している。 消防団については、春期火災予防運動中に1回実施している。	る。 消防団の独居老人の防火診断			全国秋季火災予防運動期間中に、地区を指定して消防団員に よる一般家庭の防火診断を実施 している。	
139 火災予防運動の実 施に関すること		事業を行い火災の予防事業を行			ポスターの掲示、消防訓練の 実施、パレード等の事業を行い 火災の予防事業を行う。また、村 広報等を活用して、広報を図る。	
140 消火活動業務に関すること	火災管轄区域、消防隊の編成、出動区分、現場指揮本部設置、現場指揮者の任務、部隊の補充、火災警戒区域の設定、消防隊の活動、水利の統制、飛び火警戒、現場引揚げ、応援協定に伴う応援出動等の業務を実施している。	置、現場指揮者の任務、団員の 補充、消防団の活動、水利の統制、飛び火警戒、現場引揚げ、 応援出動等の業務を実施してい	する。 現場での指揮等は、団長がと るものとし、団長不在の場合は	火災管轄区域、消防隊の編成、出動区分、任務について規定している。	村内で火災が発生した場合、 出動できる団員は、すべて出動 する。現場での指揮等は、団長 がとるものとし、団長不在の場合 は副団長が実施する。 火災管轄区域、任務について 規定している。	河芸町と同じ
141 たき火及び煙火打 ち上げに係る災害 現場の巡視、警戒 に関すること	たき火の現場、煙火打ち上げ 現場及び火災現場等へ出向して 巡視、警戒を実施している。		たき火の現場、煙火打ち上げ 現場及び火災現場等へ出向して 巡視、警戒を実施している。ただ し、それ以外の地区行事には消 防団としては参加していいない。	警戒する。 地区の体育祭、盆踊りの時にも	たき火の現場、煙火打ち上げ 現場及び火災現場等へ出向して 巡視、警戒を実施している。	町花火大会における警戒巡視を行っている。 また、適宜煙火打ち上げ現場 へ出向して巡視を行っている。

調整の内容

138. 津市の例により調整する。(合併と同時) 139. 現行のまま新市に引き継ぐ。

140. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 141. 現行のまま新市に引き継ぐ。

構	成	市	町	村	の	現	況			調整の具体的内容
香 良 洲 町		一志	町	白	山山	町		美 杉	村	調金の共体的内谷
春季・秋季火災予防運動期間 中に女性消防団員により町内の 独居老人宅を訪問している。	_			春季・秋季; 中に白山町消により各地区 火診断を実が	肖防団(の住宅	各分団ごと) を訪問し、防 る。	中に美杉木 員と美杉洋 の一、防火 し、防火にお いて消防	村消防団 消防署員I らしの実施 いては、 団員が、名	こより各地区 合者宅を訪問	・消防団の防火診断・独り暮らしの老人宅の防火診断についてはそれぞれの経過もあるため現行どおりとする。
ポスターの掲示、消防訓練の実施、パレード等の事業を行い 実施、パレード等の事業を行い 火災の予防事業を行う。また、町 広報誌を活用して、広報を図る。	防署、町にと協力して	内駐在所と て園児の/	高岡幼稚園	ポスターの: 事業を行い火 う。また、ケー 報誌を使って	く災の予 -ブルテ	5防事業を行 レビ及び広 る。	中、サイレ載、啓発の	ンの吹鳴 つぼり設置 -ド等の事	CATV放 業を行い火	・火災予防運動の実施については、各地域の特性を生かして、それぞれの地域において現行のまま移行する。・消防団のパレードについては、合併後消防団の会議においてその内容等を検討する。
町内で火災が発生した場合、 出動できる団員は、すべて出動する。 現場での指揮等は、団長がと るものとし、団長不在の場合は 副団長が実施する。		長の指揮の ばならない	かもとに行動	火災管轄 火災動場 大災動場 大災動場 大災動場 大災動場 大災動場 大災動場 大災動場 大災地動等 のる。	、現場 者の任 の活動 戒、現	指揮本部設 務、団員の か、水利の統 場引揚げ、	同 左			・火災出動規程を作成し、消防署・消防団ともに火災出動区域・火災出動区分を定める。
たき火の現場、煙火打ち上げ 現場及び火災現場等へ出向して 巡視、警戒を実施している。			主催)にて巡 いる。	たき火の現 現場及び火災 巡視、警戒を (盆踊り。祭	災現場等 実施し	等へ出向して ている。		り等へ出		・各市町村の恒例的行事(例えば、盆踊り・町民運動会等)への参加は、原則的に現在のまま移行する。 ・公務災害補償との関係を考慮する必要がある。

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

-	Λ.				構	成	市		町	村	0	現		況	
区	分	津	市	1	、居	市	河	「 芸 町	Ţ	芸	濃 町		美 .	里村	安濃町
142 火災・災 応に関 ^で		め、津市消防団の組 第12条他の規定に 部隊との円滑な連携 率的な活動に関し、 でいる。	最小限に止めるた 織等に関する規則 基づき、常備消防 と消防団部隊の効 必要な事項を定め か区分は、津市消防 しており、当該部	務等に関する。 団員は、団長の 務に従事する。 を受けない場合 他の災害の発 かじめ指定する。	条例 り招集に。 ものとする きであって 生を知った るところに	よって出動し、職 ち。ただし、招集 ても水火災その たときには、あら 従い直ちに出動	①河芸町消防E 団員は、団長と 服務しなければ い場合であって 害の発生を知っ めたところに従い しなければなら	の招集によ ならない。 も、水火災 たときは予 ハ、直ちに	招集を受けな その他の災 め団長の定	は町内一円となっ 町内は5つの分 例によってそれそ)団に分かれており、 デれの担当の地区が 家屋火災の場合は	火災の 大災の を図るが 基準は、 大に従わ 本部の	時における消 ため、火災区 を定めてい。 村内全域とし なければな)規程に関すること 肖防団の円滑な運用 猛域、消防団の田動な る。消防団の出動区 、消防団長の指示 らない。他、現場指揮 の統制、応援出動等	①安濃町消防団規則 火災時における消防部隊の円滑な運 用を図るため基準等を定めている 安濃町消防団の出動区域は、町内一 円とする。(但し、出動の際は管轄区域 内であると認められたにもかかわらず区 域外であった場合はこの限りではな い。) 火災時における指揮系統等
		②特別警戒・巡視に 災害の発生を未然 津市花火大会、年末 密等における特別警 企画立案	に防止するため、 消防特別警戒、行	②特別警戒・炎 年末夜警・朱 企画立案		すること 巡視計画等の	②特別警戒・巡 災害の発生を 防火防犯パレー 啓等における特 企画立案	未然に防ド、年末特	止するため、 特別警戒、行	_		災害の 美里村 別警戒 内巡視	の発生を未然 夏まつり花! 、団本部に。	に関すること 然に防止するため、 火警戒、年末消防特 よる毎週日曜日の村 ける特別警戒及び巡	別警戒等における特別警戒及び巡視計
		③職員の招集訓練に 津市消防本部の管 て、緊急に消防力の 災害等の発生に際し を迅速に招集するた 災害対象、参集心得 計画の企画立案	管轄区域内におい 増強を必要とする 勤務時間外の職員 めに、招集区分、	害等の発生に を迅速に招集 災害対象、参	りの増強な際し、勤務 かるために ま心得等な	を必要とする災	_			_		美里村増強を見し、勤務るために	付内において 必要とする3 8時間外の駆 こ、招集区分	に関すること て、緊急に消防力の 災害等の発生に際 競員を迅速に招集す 3、災害対象、参集心 訓練計画の企画立案	
		④地震災害対策に 大規模地震対策 耐震型防火水槽の で、市民消防隊組織 阪神・淡路大震災以 単位での自主防災約 訓練指導計画及び返	特別措置法に基き、 十画的な設置と併せ (10隊)の編成又、 降、自治会連合会 目織の育成に伴い、	耐震型防火水て、阪神・淡路	槽の計画 大震災以 組織の育	的な設置と併せ 【降、自治会単位 成に伴い、訓練		震災以降、 1織の育成	自治会単位	_		大規材 耐震型 て、阪ネ での自	防火水槽の 申・淡路大震	特別措置法に基き、 計画的な設置と併せ 災以降、自治会単位 の育成に伴い、訓練	
		⑤災害時における速 大規模、特異火災 に、消防組織法第2: 総務省消防庁への3 要な事項を定めてい	等の災害発生時 2条の規定に基づく 災害速報について必	同左			同左			同 左		同左	Ē		同 左
		⑥水火災・その他災ること 水火災をはじめ、 水火災をはじめ、 出来るよう、各種規耗 機材の配置計画、訓案	あらゆる災害に対処 呈、要綱の整理、資	同左			_			_		津市	に同じ		同 左

調整の内容

142. 新たに制度を制定する。(合併と同時)

構	成	市	町	村	の		 況			**************************************
香 良 洲 町	_	·志町		É	5 山	町		美 杉	村	調整の具体的内容
①香良洲町火災出動規程に関すること 火災時における消防団の円滑な運用 を図るため、火災区域、消防団の細動 基準等を定めている。消防団の出動区 分は、町内全域とし、消防団長の指示 に従わなければならない。他、現場指揮 本部の設置、水利の統制、応援出動等 について定めている。	①一志町消防店 火災時にあるため を図るため 一志する。 一志する。と認め であった場別程 火災出動規程な	消防部隊の等を定めて の出動区は、出動の際られたにもしこの限りで	いる 域は、町内一 は管轄区域 拘らず区域外 はない。)	則に基づく。 火災時におけ を図るため、火 基準等を定めて 分は、町内全場に従わなければ	ける消防 災いる。 減とし、消 ずならな k利の紡	中山町消防団 団の円滑な運用 、消防団の組動の 消防団の出動の 消防団長の指示 消防団長の指示 にい。他、現場指 にい。他、現場 に制、応援出動等	び、召そのにい、域動(には受のじん) 関係のいる出。消で待に、域動(には受のじん) 関係のにい、域動(で待によりには受のじん)	消防の国条の (利用) は	規則に基づく火 によって出動し、 あっても水火災 知ったときは、 ころに従い、直ち	
②特別警戒・巡視に関すること 災害の発生を未然に防止するため、 年末消防特別警戒、行啓等における特 別警戒及び巡視計画の企画立案	_			地区夏まつりれ	を未然に 花火警戒 啓等にお	防止するため、 な、防火パレード。 らける特別警戒及	災害の、みすぎ夏	まつり・納涼布	すること 防止するため、 と火大会、年末警 別警戒及び巡視	
_	_			害等の発生に を迅速に招集す	りの増強際し、勤 なため まるため	関すること 能を必要とする災 務時間外の職員 りに、招集区分、 手を定め、招集訓	管轄区の増強をし、団員を	域内において 必要とする災 を迅速に招集で 害対象、参集	東に関すること 、緊急に消防力 書等の発生に際 するために、招集 心得等を定め、	
④地震災害対策に関すること 大規模地震対策特別措置法に基き、 財震型防火水槽の計画的な設置と併せ て、阪神・淡路大震災以降、自治会連合 会単位での自主防災組織の育成に伴 い、訓練指導計画及び連絡調整	_			耐震型防火水 て、阪神・淡路	対策特別 槽の計画 大震災リ 組織の育	列措置法に基き、 画的な設置と併り 以降、自治会単り 育成に伴い、訓網	大規模 せ 防災訓練 位 消火訓練	等に参加し、	え、美杉村総合	
同左	同左			同 左			同左			
⑥水火災・その他災害の防ぎょに関すること 水火災をはじめ、あらゆる災害に対処 出来るよう、各種規程、要綱の整理、資 機材の配置計画、訓練計画等の企画立 案	_			ること 水火災をはじ 出来るよう、各	め、あら 種規程、	の防ぎょに関す らゆる災害に対処、要綱の整理、資 、東綱の整理、資 東計画等の企画:	ること 水火災	をはじめ、あらよう、資機材の	。 ゆる災害に対	

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関 係 項 目	分 科 会	消防総務分科会

				•		
- A		構	成 市 町	村の	現況	
区 分	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
143 消火栓に関する	①消火栓の新設・修繕に関すること 消火栓の設置ついては、水利 の充足率の低い地域、自治会からの設置要望等に基いて、水利 局と協定を結んで年間10~15 基程度設置している。 修繕については、その都度水 道局へ修繕依頼している。	線を設置する際、また自治会: らの設置要望等に基いて、水 課へ設置依頼している。年間 基程度設置している。	こと 道 消火栓の設置ついては、水利 か の充足率の低い地域、自治会が 道 らの設置要望等に基いて、水道	かの充足率の低い地域、自治会からの設置要望、新しい住宅地の 造成等に基いて、水道課と協定	こと 消火栓の設置ついては、水利 の充足率の低い地域、自治会か らの設置要望等に基いて、水道 課と協議し設置している。 修繕については、その都度水	①消火栓の新設・修繕に関すること 消火栓の設置ついては、水利 の充足率の低い地域、自治会からの設置要望等に基いて、随時 設置している。 修繕については、その都度水 道課へ修繕依頼している
	②消火栓の標識、路面表示に関すること。 消火栓付近への違法駐車を一掃するために、消火栓標識を設置していたが、美観上標識設置 から黄色溶融ラインによる路面表示に移行したが。	すること。		すること。 一 消火栓付近に消火栓標識を設置している、美観、維持管理上標 識から黄色溶融ラインによる路	すること。 黄色溶融ラインによる路面表	②消火栓の標識、路面表示に関すること。 消火栓付近への違法駐車を一掃するために、消火栓標識を設置しているが、償却期間(老桁化)等の理由により、後部面表示に移行する方法等、適材適所に実施している。
144 消火栓使用負担 等に関すること	金 火災時に消火栓から使用する 消火用水、年間1,000tとして1tあ たり370円を乗じた額に消費税を 加算して水道局へ負担金として 納入している。	用する消火用水1tあたり300F 乗じた額に消費税を加算して	円を 水			_
145 消火栓設置工事 担金に関すること		へ依頼し、消防水利の充足を 図っている。 平成14年度 10基 10,000千円		平成14年度 設置なし	村水道課において実施 平成14年度 設置なし	水利の充足をたかめるため、 地元要望を基に適宜設置工事を 水道課へ依頼している。 平成14年度 7基 〇円(消防費)

調整の内容

- 143. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 144. 津市の例により調整する。(合併と同時)
- 145. 津市の例により調整する。(合併と同時)

構	成	市	町	村	の	現	況		調整の具体的内容
香良洲町	_	- 志 町		白	山町		美 杉 村		神宝の共体的20分
①消火栓の新設・修繕に関する	①消火栓の	新設•修繕	に関する	①消火栓の新	新設•修繕	に関する	①消火栓の新設・修繕	に関する	・消防水利設置計画を作成し計画的に実施していく。
こと 消火栓の設置ついては、水利 の充足率の低い地域、自治会か らの設置要望等に基いて、設置		低い地域、	自治会か	こと 消火栓の記 治会等からの き、設置する)設置要望		にと 消火栓の設置ついて 施行されている簡易水 し、設置している。		・消防水利の修繕の事務方法については、現行のとおり移行する。
している。 修繕については、その都度修 繕している。	課と協定を終	きんで必要 る。 いては、そ 依頼してい	に応じて の都度水	を、設置する 修繕につい 下水道課で対	いては、そ		修繕については、各 望書に基づいて、修繕		・消防水利調査要綱を定め水利及び標識等の維持管理に努める。
②消火栓の標識、路面表示に関すること。 消火栓付近への違法駐車を一掃するために、黄色溶融ラインによる路面表示実施	消火栓付 掃するため!	近への違え こ、消火栓	去駐車を一 標識を設	すること 消火栓付近	iへの違法	法駐車を一	②消火栓の標識に関す 消火栓付近への違注 一掃するために、消火 設置している。	駐車を	
	年間150,00 金として支払			_			_		・津市の基準により調整する。
	み必要に応	じて、水道		いて実施			村環境課において実施 平成14年度 31基		・消防水利設置計画を作成し、それに基づき設置する。
産業建設課が実施している。 平成14年度 設置なし	金として依頼 平成14年 30		防費)	平成14年原	支 設直な		O円(洋		・工事負担金については津市の例(新設管工事約30万円・既設管設置工事約80万円)による。

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関 係 項 目	分 科 会	消防総務分科会

	•					
- A		構成	市町	村の	現況	
区 分	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
146 水利関連事務に関すること	こと 津市及び消防事務受託町村 の行政地区別に消火栓、防火水 槽、その他の水利に分けて地区	こと 久居市の消火栓、防火水槽、 その他の水利に分けて地区別、 水利番号、設置場所、その他の 項目について台帳管理してい		こと 消火栓、防火水槽の位置について、台帳管理している。 消火栓 消火栓維持管理、新設は水道	こと 村内の消火栓、防火水槽、そ の他の水利を地区別、水利番 号、設置場所、その他の項目に	①消防水利台帳の管理に関すること 町内行政地区別に消火栓、防 火水槽、その他の水利に分けて 地区別、水利番号、設置町名、 設置場所、その他の項目につい て台帳及びコンピュータ管理して いる。 なお安濃町においても、水利台 帳(簿冊)にて、水利の管理をし ている。津市に委託はしていな
	②消防水利施設占用許可申請 に関すること 国有地、県有地、市有地及び 民間地を借用して消防水利を設 置する場合の占用許可申請及び 貸借契約を行っている。	同 左	②消防水利施設占用許可申請 に関すること 民間地を借用して消防水利を 設置する場合、固定資産税の減 免を行っている。	_	②消防水利施設の登記に関すること 民間地・私有地に消防水利を 設置するため、村有地への登記 を行っている。	
	③道路占用工事に関すること 津市道路課の主催により、道 路を占用する行政機関、インフラ 機関等が年度始めに工事実施 計画等の会議を持ち、工事の一 元化及び占用について調整して いる。	③道路占用工事に関すること 久居市水道課において、工事 の一元化及び占用について調整 している。		-	-	
147 水利等の調査及び 保全に関すること	災害時において消防活動上、 支障とならないよう消火栓、防火 水槽、河川及びその他の水利、 地形、道路、橋等を調査し保全を 実施している。	同 左	同左	同左	同左	同 左

調整の内容

146. 津市の例により調整する。(合併と同時) 147. 現行のまま新市に引き継ぐ。

会 展 州町 自 川 野 会 北京 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	構	成	市	町	村	の	現	況			調整の具体的内容
こと	香 良 洲 町		一志田	Ţ	白	山町	Γ		美 杉	村	調金の共体的内容
に関すること 国有地、現有地、可有地及び 民間地を借用して消防水利を設置する場合の占用許可申請及び 保護契約を行っている。	①消防水利台帳の管理に関すること 香良洲町の行政地区別に消 火栓、防火水槽、その他の水利 に分けて地区別、水利番号、設 置町名、設置場所、その他の項	こと 消火栓、 水利に分り 号、設置町 他の項目	利台帳の管 防火水槽、 けて地区別 町名、設置	理に関する その他の 、水利番 場所、その	①消防水利台 こと 消火栓、防力 水利に分けて 号、設置場所	計帳の管 火水槽、 地区別、 、その他	理に関する その他の 、水利番 1の項目に	こと 美杉 大けて 町名、	水利台帳(村の行政は 火水槽、そ 地区別、水 設置場所、	の管理に関する 地区別に消火 の他の水利に 利番号、設置 その他の項目	
香良洲町産業建設課の主催 により、道路を占用する行政機関、インフラ機関等が年度始め に工事実施計画等の会議を持ち、工事の一元化及び占用について調整している。	に関すること 国有地、県有地、町有地及び 民間地を借用して消防水利を設 置する場合の占用許可申請及び	_			_			に関す 国有 民間地 置する	ること 地、県有地 を借用して 場合の占月	2、村有地及び 消防水利を設 月許可申請及	
	香良洲町産業建設課の主催により、道路を占用する行政機関、インフラ機関等が年度始めに工事実施計画等の会議を持ち、工事の一元化及び占用につ	_			_			_			
	同 左	同左			同左			同方	Ē		

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

		•					1	
_			 構	成 市 🏻 🖟	町	村の	現況	
区	分	津市	久 居 市	河 芸 町		芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
148 防火7		に基いて、年間60トン級耐震型	①防火水槽の新設・修繕に ること 防火水槽の設置ついては 宅密集地で延焼拡大危険 高い地域、水利の充足率の 地域、自治会からの設置要等 に基いて、年間40トン級耐 防火水槽を1~2基程度設置 ている。 修繕については、その都原 繕している。	ること 、住 の にい 連等 長型 修繕については、その記 修繕にしている。 修繕にしている。 修繕にしている。 に基いて、設置している。 修繕している。 にもいて、設置している。 修繕している。	は、住 (度の の低い 要望等	①防火水槽の新設・修繕に関すること 水利の充足率、自治会からの 設置要望等に基いて、40t級の 耐震性貯水槽を設置している。 修繕については、その都度修 繕するが、今のところ実績はない。	ること 防火水槽の設置ついては、水 利の充足率の低い地域、自治会 からの設置要望等に基いて、年 間40トン級耐震型防火水槽を2	①防火水槽の新設・修繕に関すること 防火水槽の設置ついては、自 治会からの設置要望等に基い て、随時設置している。 修繕については、その都度修 繕している。
		②防火水槽の標識、路面表示に関すること 防火水槽付近への違法駐車を一掃するために、防火水槽標識を設置していたが、美観上標識 設置していたが、美観上標識 設置から黄色溶融ラインによる 路面表示に移行した。予算の関係で平成13年、14年度は未実施	関すること 防火水槽標識の設置・修	関すること	は駐車を 漕標識	②防火水槽の標識、路面表示に関すること 関すること 防火水槽付近への違法駐車を一掃するために、防火水槽標識を設置していたが、美観上標識 設置から黄色溶融ラインによる 路面表示に移行する予定である。	②防火水槽の標識、路面表示に関すること 防火水槽付近への違法駐車を一掃するために、防火水槽標識を設置・黄色溶融ラインによる路面表示に移行した。	関すること 防火水槽付近への違法駐車を 一掃するために、防火水槽標識
		③防火水槽のフェンスに関すること 旧タイプの無蓋防火水槽への 転落事故を防止するため、防火 水槽の周囲へフェンスを年間、1 箇所設置している。	③防火水槽 のフェンスに関うこと フェンス必要箇所について ほぼ設置済み。	ع ا	槽への、次置しいては、町の補	_	③防火水槽のフェンスに関すること 旧タイプの無蓋防火水槽への 転落事故を防止するため、防火 水槽の周囲へフェンス等を必要 時に設置している。	_
畿自動 勢線>	自動車国道近 動車道関・伊 肖防相互応援 こ関すること	伊勢自動車道における災害の処理のため、相互に消防隊等を派遣する。 消防所団は、災害の状況により管轄消防本部の担当区域及び 隣接する担当区域に応援出動する。	同左			津市に同じ		津市に同じ
	県内高速道路 連絡協議会に ること	高速道路における消防及び救 急業務の実施、火災予防対策及 び日本道路公団その他関係機 関との協議、連絡調整	同 左	-		津市に同じ	_	津市に同じ

調整の内容

148. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 149. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 150. 新たに加入する。(合併と同時)

構	成	市	田丁	村	の	現	況		調整の具体的内容
香良洲町	-	一志町		É	山 田	jl	美	杉 村	調金の共体的内谷
ること 防火水槽の設置ついては、住 宅密集地で延焼拡大危険度の	置している。	しては主に 間1基、起値 しては、必§	地元要望 責により設	宅密集地で及高い地域、水地域、自治会に基いて、年防火水槽を3でいる。	の設置で 延焼拡大 く利の充 でからの 間40ト 3~4基科	いては、住 た険度の 足率の低い 設置要望等 ン級耐震型	ること 防火水槽の 水利の充足率 会からの設置 年間40トン防 程度設置して	新設・修繕に関す 設置については、 の低い地域、自治 要望等に基いて、 ・火水槽を3~4基 いる。 ては、その都度修	・設置計画を策定し、計画的に実施する方向で調整する。
②防火水槽の標識、路面表示に関すること 防火水槽付近への違法駐車を 一掃するために、黄色溶融ライン による路面表示				-			。 防火水槽付	を標識に関するこ ・近への違法駐車 めに、防火水槽標 いる。	
	تك	访施設等 補	献金によ	こと 無蓋防火水 防止するため	く槽への 5、防火2	転落事故を 水槽の周囲	こと。 旧タイプの領 転落事故を防	Dフェンスに関する 無蓋防火水槽への 止するため、防火 フェンスを修繕し	
	津市に同し			-			_		・各市町村名の締結書の締結を新市長で行なう。・消防団の高速道路への出動については、合併後新たに出動規程で定める。
	津市に同じ	٠		-			_		・現状どおり出動するという方向で、新市において新たに三重県内高速道路消防連絡協議会の加入を行なう。

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

区分		構 成	市町	村の	現況	
	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
ع:	大規模又は特殊な災害及び 事故により被害が発生した市町 村が、総力を結集しても対処出 来ない時に、協定している他の 市町村に応援要請を行い、相互 応援を行う。	同左	同左	同左	同 左	同 左
プター応援協定に 関すること	三重県防災ヘリコプター応援協定に関すること 実に関すること 災害の発生した市町村の要請により、三重県防災ヘリコプターが出動して救急搬送、人命救助、林野火災等の空中消火を行う。		同左	同左	同 左	同 左
関すること	三重県防災へリコプター応援要請に関すること 淡害が、隣接する市町村等に 拡大し、又は影響を与える恐れ のある場合、発生市町村等の消 防力によっては、防ぎょが著しく 困難と認められる場合、その他 救急搬送等、緊急性があり、か つ、防災へリ以外に適切な手段 がない場合に防災へリを要請す る。		同左	同左	同左	同左

調整の内容

151. 新たに協定を締結する。(合併と同時) 152. 新たに協定を締結する。(合併と同時) 153. 現行のまま新市に引き継ぐ。

構	成 市 町	村の現	況	調整の具体的内容
香良洲町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
同 左	同 左	同 左	同左	・現状どおり出動する方向で調整を行い、新市において新たに協定締結を行う。
同 左	同 左	同 左	同左	・合併後、新市において新たに協定締結を行う。
同 左	同 左	同 左	同左	

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

	L			<u> </u>	<u> </u>	
		構成	市町	村の	現 況	
区 分	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美里村	安 濃 町
154 久居地区広域消防 組合に関すること	_	住民の生命・身体・財産を災害から守るため、久居地区広域消防組合と消防団が綿密に連携し、効果的な消防活動の実施のため連絡調整等を行っている。	_	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —		
155 久居地区広域消防 組合分担金に関す ること	-	平成13年度分担金 493,797千円 平成14年度分担金 538,876千円	_			_
156 県町村放送施設協 会負担金に関する こと		_	_	_	_	
157 消防団車庫敷地借 り上げ負担金に関 すること		〇分団詰所敷地借上料 -10分団詰所 34,000円/年 〇防火水槽敷地借上料 -戸木町地内 13,000円/年 -稲葉町地内 3,000円/年	第3分団車庫用地借上料 30,000円/年		第3分団車庫敷地借上げ料 3,000円	

調整の内容

154. 廃止の方向で調整する。

155. 廃止の方向で調整する。 156. 廃止の方向で調整する。

157. 現行のまま新市に引き継ぐ	<u>^</u>

一	 構	構成市町村の:	現 況	調整の具体的内容
でに、組合解散の所定の事務手続きを行う。 超合議会に基づき分担金を納めている。 平成13年度分担金 252.531千円 平成14年度分担金 265.577千円 放送技術の向上のため職員を 耐修派遣するための負担金を支出している。 成送技術の向上のため職員を 研修派遣するための負担金を支出している。 同 を 同 を 「でに、組合解散の所定の事務手続きを行う。 組合については解散することになるので、久居地区広域消防組合においてに、組合解散の所定の事務手続きを行う。 でに、組合解散の所定の事務手続きを行う。 ・組合については解散することになるので、久居地区広域消防組合においてに、組合解散の所定の事務手続きを行う。 でに、組合解散の所定の事務手続きを行う。 でに、組合解散の所定の事務手続きを行う。 ・組合については解散することになるので、久居地区広域消防組合においてに、組合解散の所定の事務手続きを行う。 では、組合解散の所定の事務手続きを行う。 では、組合解散の所定の事務手続きを行う。 では、組合解散の所定の事務手続きを行う。 では、組合解散の所定の事務手続きを行う。	香 良 洲 町	香良洲町 一志町 白山町	美 杉 村	神霊の共体的内容
めている。 平成13年度分担金 252,531千円 平成14年度分担金 265,577千円 放送技術の向上のため職員を 研修派遣するための負担金を支出している。 おびいる。 平成13年度分担金 253,245千円 平成14年度分担金 266,618千円 でに、組合解散の所定の事務手続きを行う。 本版13年度分担金		久居市に同じ 同 左	同左	・組合については解散することになるので、久居地区広域消防組合において、合併までに、組合解散の所定の事務手続きを行う。
研修派遣するための負担金を支 出している。 会手続きを行なう。		めている。 平成13年度分担金 平成13年度分担金 252,531千円 平成14年度分担金 平成14年度分担金 平成14年度分担金	めている. 平成13年度分担金 円 255,039千円 平成14年度分担金	・組合については解散することになるので、久居地区広域消防組合において、合併までに、組合解散の所定の事務手続きを行う。
	多派遣するための負担金を支 ている。	派遣するための負担金を支 にいる。	_	・新市になれば、加入している町村は退会することになるので、合併までに各町村で退会手続きを行なう。
第2分団第3小隊車庫敷地 一 借上負担金 13千円			_	

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

区分			構	成	市	町	Г	村	の	現 況	
	津	市	久 居 市		河	芸 町		芸	濃町	美 里 村	安 濃 町
158 消防施設整備事業補助金等に関すること	毎年2基以上耐意 国庫補助により設订		平成11~13年度(実績) 【防災まちづくり事業】 防火水槽。3基(・市 防火水槽の用地につし 自治会と協議 平成14~16年度(計画) 【防災基盤整備事業】 防火水槽 6基(毎年	般財源 Aでは各 2基)						平成11~13年度(実績) 【防災まちづくり事業】 防火水槽 6基 (毎年2基) 小型ポンプ積載車 2台を整備 財源内訳は損補助金(15%以内)・起債(85%以内)・村一般財源。 防火水槽の用地については各 自治は4~16年度(計画) 【防災基盤整備事業】 防火水槽 6基 (毎年2基) 備蓄倉庫 4基 (村指定避難 所)の整庸庫については市民部 会・防災交通安全分科会にも記載	
159 市町村補助金交付 事業に関すること			防火水槽・消火栓等の 修は市で行っている。	整備·補	毎年、年末に 区要望があり、 算の中に反映 には、補助事 容により補助 金を交付してい	、それを新年 している。具 業として、事意 率にもとづき、	度予 体的 業の内	_			予算額7,000千円 自治会が事業主体となり、消防 用施設・附帯備品及び防災資材 等への事業費に対し9/10の補 助を行う。
160 消防団幹部謝金に関すること											

調整の内容

158. 現行のまま新市に引き継ぐ。 159. 廃止の方向で調整する。 160. 廃止の方向で調整する。

構	成	市		町	村	の	現	況	調整の具体的内容
香 良 洲 町		一志	田丁			山町		美 杉 村	
	-				近年、国補財付を受けていた。	にい。	は、起債対	平成13年度施工の防火水槽・小	活用していく。 ・新市において、防火水槽等の整備計画を策定する。
_	防火水材 に関して、 自治会へ 平成13年 水槽フェン 平成14年	エ事額の補助。 度実績 ノス設置	116千円 1自治会	内の I(防火)	_			_	・消防施設は新市において整備するため、廃止する方向で調整していく。
								美杉村消防団幹部謝金に関すること 幹部についは、昭和34年から発足している消防団において、住民の生命・財産を守るため、日夜努害時には、地形的な問題により、早くから出動し、また、地区行事案内がら出動し、また、地区行事等内がり、年間の出動回数も多くなり、このことから幹部謝金として次のとおり支給している。実施報告として内容を「美杉村前団幹部謝金として内容を「美杉村報告している。・支給単価幹部一人当たり 100,000円・支給金額幹部10名×100,000円	

協議項目	専 門 部 会	消防部会
関係項目	分 科 会	消防総務分科会

-	•					
- "		構成	市町	村の	現況	
区 分	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安濃町
161 消防相互応援協定に関すること	-	①一志地区消防相互応援協定 久居市、香良洲町、一志町、白 山町、美杉村、嬉野町	_	_	_	
	_	_	_	_	-	_
	_	_	_	_		_

調整の内容

161. 基本的に廃止の方向で調整する。

構	成	市	町	村	の		現	況					一
香良洲町		志町			白 山	町			-	美 杉	村		- 調整の具体的内容
久居市と同じ	同 左			同 左				同 左					・新市内部の区域については、消防団出動規程に規定する。嬉野町との応援は、合併までに廃止する方向で調整する。
_	_			②久居·奥内市町村河 白山町、市山町、市田町、村田町、村田町、村田町、村田町、村田町、村田町、村田町、村田町、村田町、村	肖防相互 美杉村、 東部消防	え応援が 、名張す	協定 市、青山	同左	Ē				・新市長と現在の相手方と応援協定を締結する方向で調整する。
				区広域消	万組合								
_				-				③御杖 協定	村•	美杉村	消防机	百応援	・新市長と現在の相手方と応援協定を締結する方向で調整する。